

平成 27 年 12 月例会：次第（平成 27 年 12 月 26 日開催）

1、会長挨拶

2、報告事項

【会員の状況】 平成 27 年 12 月

- (1) 入会者：なし
退会者：なし
異 動：糸島崇博（南草津病院 ⇒ ケアタウン南草津）
- (2) 会員の状況（27 年 12 月）
A 会員：134 名、 B 会員：153 名、 合計：287 名

【総 務 部】

(1) 平成 27 年度第 3 期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を 12 月中旬に送付するので速やかに振り込み願いたい。

口座振替の会員は 12 月 28 日（月）に指定口座から引き落とすのでご了承ください。

(2) アレルギー疾患対策基本法の施行について

アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状を踏まえ、同疾患対策を総合的に推進することを目的として、表記の基本法が平成 27 年 12 月 25 日から施行されることとなった。本法律制定の趣旨はアレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるものである。下記のとおり、同法における、医療関係者等に関する事項を了知のうえ適切な対応に協力をお願いしたい。

①定義

この法律において、「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生態に有害な局所的または漸進的反応にかかる疾患であって政令で定めるもの。

②医師等の責務

医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならないこと。

③学校等の設置者等の責務

学校、児童福祉施設、老人保健施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等においてアレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならないこと。

(3) 社団法人向け役員賠償責任保険の加入について報告（総務資料 1）

平成 28 年 1 月 1 日から 1 年間加入 金額 5 千万円

保険料 168,290 円（内訳 法人 151,460 円・役員個人 16,830 円 一人当たり 765 円）

役員個人については 765 円を会費請求時に差し引きます

(4) 滋賀県難病連絡協議会会員事業所の協力医について報告

滋賀県難病連絡協議会会員のきらら（穴村・北山田）は北山田診療所・なかよし作業所は こびらい生協診療所・しがなんれん作業所（目川）は任医院の先生方に依頼済み なお、報酬については、現在無償であり今後早急に打ち合わせの予定です

- (5) 源泉徴収票作成事務手続きのためのマシンの提出のお願いについて（総務資料 2）
理事役員は全員、他の該当者は年 5 万円以上（税込）の受給者、
- (6) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取り扱いについて」の一部改訂について（総務資料 3）
- (7) 草津市「病児保育事業」の開始について（総務資料 4）
- (8) 平成 27 年度日本医師会死体検案研修会（基礎）の開催について（総務資料 5）
- (9) 栗東市禁煙治療に関するアンケート調査および禁煙のぼり旗斡旋について（総務資料 6）
- (10) 看護師等の離職時の届出制度について（総務資料 7）
本年 10 月 1 日より看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、看護師等の離職時の届出制度が施行された。そうした中で「届け出た看護職の情報がハローワークや民間職業紹介事業所へ提供される」、「届け出た情報を元に民間職業紹介事業所が職業あっせんし、求人施設へ紹介料を請求する」といった誤った情報が流れているとのことである。正しい制度の周知のため、今般、日本看護協会中央ナースセンターにおいて周知文が作成されたので、ご了解願いたい。問合せ先：公益社団法人日本看護協会中央ナースセンター
労働政策部中央ナースセンター課 電話 03-5778-8561
- (11) 平成 27 年度 滋賀県緩和ケア研修会の開催について（総務資料 8）
本研修会は申込み期日接近のため 12 月 16 日 FAX 送付致しました
- (12) 栗東市の 4 種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）予防接種申し込み書兼予診票について（総務資料 9）
- (13) 滋賀県医師会の 12 月以降の講演会・研修会等の予定表について（予定表）
- (14) 県立成人病センター第 74 回がん診療セミナー（県民公開講座）の開催について（チラシ）
- (15) 認知症のことを詳しく知る県民セミナーの開催について（チラシ）
- (16) 腎臓病患者保存期学習会「透析を遅らせるために」学習会開催について（チラシ）

【学 術 部】

【医療安全】

(1) 医薬品・医療機器等安全性情報第 328 号について

（日医雑誌 平成 28 年 1 月号掲載予定）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/iyaku/index.html

〔掲載内容〕

1. 酸化マグネシウムによる高マグネシウム血症について

酸化マグネシウムによる高マグネシウム血症は、平成 24 年 4 月から平成 27 年 6 月までに 29 例（うち死亡 4 例）報告され、このうち 19 例（うち死亡 1 例）は酸化マグネシウムの服用と因果関係が否定できない症例であり、専門家による検討を行った結果、高齢者（65 歳以上）や便秘症の患者が多く、腎機能が正常な場合や通常用量以下の投与であっても重篤な転帰をたどる例が認められた。また、その多くは意識消失等の重篤な症状があらわれるまで高マグネシウム血症の発症に気づけなかったとのことである。

ついては、医療関係者は以下の点について更なる注意をお願いしたい。

- ①酸化マグネシウムの使用は必要最小限にとどめること。
- ②長期投与又は高齢者（65 以上）に投与する場合には、定期的に血清マグネシウム濃度を測定するなど高マグネシウム血症の発症に十分注意すること。
- ③高マグネシウム血症の初期症状（嘔吐、徐脈、筋力低下、傾眠等）が認められた場合には、服用を中止し、医療機関を受診するよう患者に指導すること。

2. 医薬品等副作用被害救済制度の概要と医薬品の使用が適正と認められない事例について

近年、医薬品副作用被害救済制度における請求件数は増加しているが、本制度の認知率は低く、医薬品の副作用による健康被害を受けながらも本制度の存在を知らないために請求に至らないことが推察される。

ついては、医療関係者におかれては、患者又は家族に対し、本制度について情報提供並びに健康被害者の請求に係る診断書の作成等にご協力をお願いしたい。また、本制度における不支給件数の割合は 15%であった。不支給となった事例について、以下を参照願いたい。

<不支給の事例>

- ①承認された用法・用量を遵守せず使用された事例
 - ②救済対象除外医薬品を使用した事例（がんその他特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であって、厚生労働大臣が指定するものについては救済対象医薬品から除外されている。）
 - ③必要な検査が実施されていない事例（医薬品の使用に当たり添付文書で規定された検査が未実施）
 - ④「禁忌」に該当する患者に使用された事例
 - ⑤医師の指示によらず、自己判断で服用した事例
3. 妊娠と薬情報センターについて
 妊娠中に使用した医薬品の影響について不安をもつ妊婦等に対して、妊娠と薬情報センターを紹介いただきたい。
 妊娠と薬情報センター（国立成育医療研究センター内） <https://www.ncchd.go.jp/kusuri/>
4. 重要な副作用等に関する情報
 （1）アスナプレビル、ダクラタスビル塩酸塩
5. 使用上の注意の改訂について（その 269）
 ガランタミン臭化水素酸塩、デュタステリド、セフトリアキソンナトリウム水和物、ロキシスロマイシン、一般用医薬品酸化マグネシウムを含有する瀉下薬
6. 市販直後調査の対象品目一覧
- （2）医療事故情報収集等事業医療安全情報 No108 回 7ドレリンの濃度間違い**
- （3）向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について**
 今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕した。
 ついては、厚生労働省から各地方厚生局等に対して、以下事項を留意のうえ向精神薬の不正流通の疑いを認知した場合には厳正に対処するよう通知がされた。
 <留意事項（医療機関関連を抜粋）>
- ①ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等に対し、監視指導を強化すること。
 - ②施設規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を購入している病院、診療所等に対し、監視指導を強化すること。
- （4）抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について**
 抗インフルエンザウイルス薬投与後の異常行動の発現について、これまでと同様の注意喚起を引き続き徹底することが適当と判断したことから、厚生労働省 HP の平成 27 年度「今冬のインフルエンザ総合対策について」及び「インフルエンザ Q & A」で注意喚起を行う。
 ついては、医療機関においては、インフルエンザ罹患時の異常行動の発現についての注意喚起に協力をお願いしたい。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-kansenshou/infuenza/
- （5）医薬品の「使用上の注意」の改訂について 【日医常任理事通知（法安 144）】**
 下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、医薬品医療機器総合機構「PMDA 医療安全情報」のページに掲載されているのでご確認いただきたい。
<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/calling-attention/revision-of-precautions/0293.html>
 ☆平成 27 年 11 月 24 日付け
 ①ホメピゾール、②ニボルマブ（遺伝子組換え）、③レンバチニブメシル酸塩、④エルビテグラビル・コビシスタット・エムトリシタビン・テノホビル ジソプロキシルフマル酸塩
 ☆平成 27 年 11 月 26 日付け
 ①オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル
- 【生涯教育】**
- （1）日本医師会より「日医生涯教育認定証」の送付について（学術資料 1）**
 認定証（該当者 9 名）は例会資料に同封いたしました
- （2）草津栗東医師会 12 月例会時学術講演会の開催について**
 日時：27 年 12 月 26 日（土）17:00～18:00 後、情報交換会あります
 会場：ホテルポストンプラザ草津 3 階リカンボールルーム

演題：「泌尿器科疾患の最近の話題～過活動膀胱と前立腺がんについて～」

講師：滋賀医科大学泌尿器科学講座 教授 河内 明宏 先生

【保険部】

《保険関係連絡事項》

(1) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（保険資料1）

（概要は県医師会報12月号「保険」のページに掲載予定（日医雑誌平成28年2月号掲載予定）

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T151125S0030.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載される予定

<http://www1.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo>

(2) 薬価基準及び揭示事項等告示の一部改正について【日医発第868号（保142）】

（概要は県医師会報12月号「保険」のページに掲載予定（日医雑誌平成28年2月号掲載予定）

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T151127S0020.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載される予定

<http://www1.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo>

(3) 検査料の点数の取扱いについて【日医発第771号（保130）】

（新たに保険適用が認められた検査-平成27年11月1日適用-）

（県医師会報12月号「保険」のページに掲載予定）（日医雑誌平成28年1月号掲載予定）

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T151102S0030.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載される予定

<http://www1.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo>

(4) 医療用医薬品の流通改善について【日医発第841号（地I245）（保140）】

（概要は県医師会報12月号「保険」のページに掲載予定）

(5) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入による労災年金の請求書等の取扱いに係る周知依頼について【日医常任理事通知（保139）】

（概要は県医師会報12月号「保険」のページに掲載予定）

(6) 医療機器の保険適用等について【日医発第869号（保143）、日医事務連絡（保144）】

（概要は県医師会報平成28年1月号「保険」のページに掲載予定）

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T151207S0020.pdf>

(7) 共済組合員証の無効について

①財務省共済組合名古屋国税局支部（保険者番号31230188）

記号・番号	無効年月日	無効事由	備考
125-220197	H27.11.24	紛失のため	・組合員はS.35.2.22生まれ

②法務省共済組合近畿地方更生保護委員会支部（保険者番号31270085）

記号・番号	無効年月日	無効事由	備 考
113-20003030	—	亡失のため	・ 当該組合員は大阪府大阪市在住
113-20000360	—	亡失のため	・ 組合員はS37. 6. 14生まれ ・ 組合員被扶養者はH6. 6. 4生まれ、 H8. 9. 4生まれ

③裁判所共済組合大津支部（保険者番号 31250152）

記号・番号	無効年月日	無効事由	備 考
125-220197	H27. 11. 24	紛失のため	・ 組合員はS35. 2. 22生まれ ・ 組合員被扶養者はH16. 8. 16生まれ

（県医師会報 12 月号「保険」のページに掲載予定）

（８）年末年始に係る長期投与について

（県医師会報 12 月号「保険」のページに掲載予定）

- ・ 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1 回 14 日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1 回 30 日分を限度として投与して差し支えない、とされている
- ・ 「長期の旅行等特殊の事情」とは①年末年始、②連休（ゴールデンウィークに限る）、③海外への渡航（国内長期旅行は認められない）を指す

（９）予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の留意点について

（県医師会報 12 月号「保険」のページに掲載予定）

【公衆衛生部】

（１）平成 27 年度救急医療関係者合同研修会の実施について（公衆衛生資料 1）

実施時期は 28 年 2 月 1 日（月）および 8 日（月）の 2 回であり時間は 14:00～15:30 まで
会場は済生会滋賀県病院 5 階なでしこホール、演題は「京滋ドクターヘリの現状と課題」と題し
講師は済生会滋賀県病院救急救命センター副センター長兼救急集中治療科 部長 塩見直人 先生
現在 fax にて募集中である、医療救護班員の先生は積極的にご参加ください。

【地域保健】

（１）ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談窓口について（情報提供）

今般、標記の相談窓口リストが厚生労働省 HP に掲載されたのでご告知願いたい。

URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/madoguchi/index.html>

（２）百日せき、ジフテリア、破傷風および急性灰白髄炎（ポリオ）４種混合ワクチン『スクエアキッズ®皮下注シリンジ』の発売について

『スクエアキッズ®皮下注シリンジ』（製造販売元：北里第一三共ワクチン株式会社）については、昨年 7 月 4 日に薬事承認され、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期の予防接種として、他の 4 種混合ワクチンと同様に使用できるとしていたが、今般第一三共株式会社、ジャパンワクチン株式会社およびサノフィ株式会社により、平成 27 年 12 月 9 日より発売の旨、情報提供があったのでご告知願いたい。

（３）「クアトロバック皮下注シリンジ」の出荷自粛要請の解除について

標記については、先月 11 月の連絡事項に出荷自粛の状況をお伝えしたところであるが、化血研による一連の薬事承認と製造実態の齟齬は極めて重大な問題であるものの、全国各地域からの DPT-IPV ワクチンの入手困難である等の指摘もあり、迅速に安全性・有効性を調査し、これが確認された時点で速やかに出荷自粛要請を解除すべきであることを要請してきたが、今般厚生労働

省が調査をした結果、クアトロバックについては、報告された齟齬や情報が製品の品質及び安全性等に重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断されたので、化血研以外のワクチンメーカーによる DPT-IPV ワクチンの今後の在庫見込み等を考慮し、発生予防とまん延防止の観点から出荷を認め自粛を解除することと、プレスリリースされたので取り急ぎお知らせする。

<追加通知> 化血研に係る定例記者会見について

一般財団法人化学及血清療法研究所（化血研）が設置した第三者委員会の調査結果が 12 月 2 日に公表され、同社の血液製剤やワクチンが薬事承認書と異なる方法により製造され、長い期間放置されてきたこと等が明らかになり、これを受け同日日本医師会定例記者会見において医薬品に対する信頼や、国民の健康という観点からも極めて遺憾であり、化血研には、猛省を促すとともに二度とこのようなことがないように強く要請していく旨を表明した。

12 月 2 日 日本医師会定例記者会見参照

<http://www.med.or.jp/nichiionline/article/004057.html>

（４）「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について

予防接種分野で個人番号の利用が認められている者は、都道府県知事又は市町村に限られている。予診票は診療録の控えとして医療機関に保存されている場合が考えられることから、番号法において規定される収集、保管等が可能な範囲を超える場合に該当するため、予診票及び予防接種済証などについては個人番号を利用しないこととしている。

詳細は、厚生労働省 HP 参照

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html

（５）インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動に関する研究に対する協力について

本調査は、インフルエンザ様疾患罹患時及び抗インフルエンザ薬使用時に見られた異常な行動が、医学的にも社会的にも問題になっていることから、その背景に関する実態把握をするために実施されるものであり、対象は、インフルエンザ定点ほか主に内科・小児科の約 7 万医療機関であり、インフルエンザ定点以外の医療機関については、インフルエンザ様疾患と診断され重度の異常な行動に加え、軽度の異常な行動についても報告を求めているものである。

報告対象期間は、平成 27 年 11 月～平成 28 年 3 月までとなる。報告様式は厚生労働省標記文書で検索日医文書第 813 号（地Ⅲ172）に掲載

（６）世界的なポリオ根絶に向けた、不必要なポリオウイルスの廃棄について

急性灰白髄炎（ポリオ）については、世界保健機構（WHO）による世界ポリオ根絶計画が推進されており、わが国においては、昭和 56 年以降、野生株ポリオウイルスによる症例は報告されておらず、平成 27 年では世界全体でも野生株ポリオウイルスの伝播が確認されているのは、アフガニスタン及びパキスタンのみとなっている。

この状況を踏まえ、WHO では「ポリオ根絶・最終段階戦略計画 2013-2018」をすすめており、WHO 加盟各国に対し不必要なポリオウイルスの廃棄とポリオウイルスを保有している施設リストの提出等を求めていることから、各医療機関においても理解ご協力いただきたい。

【小児保健部】

（１）平成 28 年度草津市学校医（園医）の決定について（小児保健資料 1）

（２）草津市立学校整形外科 2 次スクリーニングの導入について（小児保健資料 2）

（３）平成 27 年度小児救急医療地域医師研修会開催について（滋賀県医師会主催）

日時：28 年 1 月 30 日（土）16:00～17:00

会場：草津市立サンサンホール 3 階 会議室

演題：「小児の発疹」

講師：小児救急医療対策委員会 委員 伊藤英介 先生

【産業保健部】

（１）長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルについて

厚生労働省労働衛生課産業保健支援室作成の報告書・意見書作成マニュアルが（「長時間労働者

用」、「高ストレス者用」、「兼用」の3種類)作成された。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/manual.html>

○マニュアルやストレスチェック制度の関係資料は以下を参照。

・厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

・こころの耳(厚生労働省委託事業)

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

(2) 産業医の選任に関するアンケート調査について

各労働基準監督署が、常時50人以上の労働者を使用する事業場(病院、一般診療所等の医療保健業種や社会福祉施設)に対して、産業医の選任状況を把握するためのアンケート調査を行うとのことである。ついては、平成27年12月中旬に労働基準監督署から所定の調査表が送付されるので、ご了承ください。なお、平成28年1月29日の提出期限までに回答のない事業場に対しては、電話連絡等により提出を促す。また、調査表の提出があった事業場のうち「法人又は事業所の代表者を産業医として選任しており、かつ今後も代表者以外に変更する予定がない」と回答した事業場に対して、電話連絡等により代表者を産業医として選任することが法の趣旨に合わないこと等を2月以降に説明するとのことである。

3、平成28年1月の日程

1月理事会	: 1月23日(土) 14:00~	草津栗東医師会会議室
1月例会	: 1月30日(土) 14:00~	草津市立ササノホール3階会議室
平成27年度小児救急医療地域医師研修会		(主催: 滋賀県医師会)
	: 1月30日(土) 16:00~	草津市立ササノホール3階会議室
新年懇親会	: 1月30日(土) 18:00~	魚寅楼

4、医協連絡事項

医協事務局 年末年始休暇のお知らせ

医協事務局の年末年始休暇は下記のとおりです。

この期間は電話受付等、全ての業務を休ませていただきます。

年末年始休暇	平成27年12月29日(火)~平成28年1月4日(月)
--------	-----------------------------

「購買課からのお知らせ」

年末年始休暇に伴い、医療用品カタログ「GooDs」の取り扱いについては下記のとおりとなります。お急ぎのご購入については余裕をもってご利用くださいますようお願いいたします。

ご注文日	受付日
平成27年12月28日(月) 15時まで	通常受付(当日受付)
平成27年12月28日(月) 15時以降~ 平成28年1月4日(月) まで	平成28年1月5日(火) 受付
平成28年1月5日(火) ~	通常受付

創立50周年記念式典のお知らせ

当組合はおかげさまで、昭和41年の創立以来50周年を迎えるに至りました。つきましては下記のとおり、創立50周年の記念講演・記念式典ならびに祝賀会を開催いたします。

日時	平成28年5月21日(土)
場所	大津プリンスホテル
講演会	淡海2F 午後3時から午後4時30分まで 講師: 宮崎哲弥氏 演題: どうなる日本!?日本の未来を語る

記念式典	淡海 2F 午後 4 時 40 分から午後 6 時 10 分まで 能楽祝舞「高砂」～式典
祝賀会	プリンスホール 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

詳細については平成 28 年 1 月初旬に郵送にてご案内させていただきます。なお、ご出欠については、同封用紙にて 1 月 29 日（金）までにご回答ください。

なお、第 50 期通常総代会は平成 28 年 5 月 29 日（日）に開催されます。

証券番号 Y101014955
印刷連番 JT26125-2



お客様 (ご契約者)	ご住所	〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目11番51号		個人・法人区分	法人
	お名前	イッパンシャダンホウジン クサツリットウイシカイ カイテョウ ヒノウエ マサイチ 一般社団法人 草津栗東医師会 会長 樋上 雅一 様		生年月日	
				性別	
連絡先	[電話番号] 077-563-3380	[携帯電話]		[FAX番号]	
	[E-MAIL]		[E-MAIL(携帯)]		
	[連絡先(勤務先)名]	[勤務先コード]		[社員コード]	
	[電話(外線)]	[電話(内線)]		[E-MAIL]	

記載内容をご確認いただき、最後にご捺印（個人の場合はご署名）のうえご契約をお申込みください。



★または★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、★が付された事項に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに弊社にご連絡ください。変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険期間と保険料	保険期間	平成28年 1月 1日 午後 4時から 平成29年 1月 1日 午後 4時まで(1年間)
	明細数	1
	保険料	総払込保険料 168,290円
	保険料の 払込方法等	[払込方法] 直接集金（一時払）

約款の
閲覧方法

約款は、ホームページでの閲覧（Web約款）でよろしいですか？

※地球環境保護のため、Web約款をおすすめします。冊子の送付を希望される場合は「いいえ」にチェックをお願いします。

☐ はい（Web約款）
☐ いいえ（冊子送付）

ご捺印欄

申込書および重要事項説明書により契約内容を確認し、普通保険約款および特約条項が適用されることを承認のうえ、保険契約を申込みます。重要事項説明書を受領し、個人情報の取扱いについても同意します。また、事故発生の際に保険契約等や保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。

申込日 平成 27 年 12 月 2 日

ご捺印をお願いいたします。

印字内容の訂正

(有)

<ご契約者>

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 樋上 雅一

印

保険会社使用印

お客様に確認後、チェックする。

☐ 重要事項説明書をお客様にご説明しました。

募集人氏名（自署） 平成 年 月 日

<契約者の代理人が手続きした場合のみ記入>

契約者との関係：

委任確認日 平成 年 月 日

<領収日>平成 年 月 日

営業店 3819 大津支社
代理店/仲立人 0308 滋賀県医師協同組合
契約者（団体）

契約取扱業務人（ID）

作成日時	平成27年11月30日 10時42分 R	共保		精算区分	代分	精算区分	貸借	受	受	受
営業所名		営業所コード		部門	社員名	社員コード		代理店整理番号		
受付	新録	自己契約		業務一環表示メモ		特約				

会社役員賠償責任保険 契約申込書（兼 明細書）

2 / 2

証券番号 Y101014955
印刷連番 JT26125-2



告知事項申告欄

告知事項1

本保険で補償の対象となる危険について、損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。

★回答欄 ☐ はい ☒ いいえ

告知事項2

上記1. が「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実について、具体的に記入してください。

★回答欄

支払限度額・免責金額

基本部分

保険期間中総支払限度額	50,000千円
役員1名あたりの免責金額	0千円
1請求あたりの免責金額の上限	0千円

その他契約条件

適用地域	日本を含む全世界
縮小支払割合	100.0%
議決権の割合	100.0%
遡及日	平成17年11月1日
初年度契約始期日	平成27年11月1日

特約条項

全件付帯特約条項

名称	株主代表訴訟担保特約条項
名称	記名子会社自動追加特約条項
名称	先行行為担保特約条項
名称	被保険者追加特約条項（執行役員・管理職従業員用）

条件付帯特約条項

名称	社団法人用特約条項
----	-----------

任意付帯特約条項

名称	初期対応費用担保特約条項
名称	訴訟対応費用担保特約条項
名称	被保険者間訴訟一部担保特約条項

明細合計保険料

総払込保険料	168,290円
--------	----------

必要書類

必要書類名	明細番号
告知事項申告書	

ご注意

- ※ 補償内容の詳細につきましては、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項をご確認ください。事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。
- ※ 保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合があります。
- ※ 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。

他の保険契約等

告知事項

他の同種の保険契約等の有無

★回答欄 ☐ 有 ☒ 無

（有の場合）

★会社名

★保険種類

★満期日

★保険金額または支払限度額（千円）

契約全体に関する内容

告知事項申告書

告知事項申告書 ☒ 有

特約条項

名称 保険料に関する規定の変更特約条項

補償内容

明細番号：00001

保険料

内訳保険料（1回分）

基本契約保険料	151,460円
株主代表訴訟担保特約条項等保険料	16,830円

記名法人

★記名法人名	一般社団法人 草津栗東医師会様
記名法人数	1社

被保険者

被保険者

★カナ	ヤツカンキサイノヒホケンシャ
★漢字	約款記載の被保険者 様

契約条件

明細精算区分

明細精算区分	保険料精算不要
--------	---------

業種区分

コード	900-001
名称	社団法人

平成27年12月19日

草津栗東医師会会員 各位

一般社団法人 草津栗東医師会

源泉徴収票作成事務手続のためのマイナンバーの提出のお願い

1. 本会がマイナンバーを利用する目的

「源泉徴収票作成事務」の諸手続のため。
上記以外の目的での使用はいたしません。

2. 「通知カード」の保管のお願い

平成27年10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が、簡易書留により各家庭に送付されてきています。

家族の分も含め確認していただきますとともに、紛失しないように気をつけて、管理してください。

通知カード	
個人番号	〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名	番号花子
住 所	△県〇市〇町1-1-1
平成〇年〇月〇日生	性別 女
発行 平成〇〇年〇月〇日	〇市長

3. 提出依頼書類：別紙「個人番号（マイナンバー）ご提供のお願い」

別紙に「通知カード」又は「個人番号カード」の写しを貼付のうえ、理事会時にご持参願います。

上記提出書類の取扱いについては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関連法令等を遵守し、安全管理措置を講じます。

草津栗東医師会会員 各位

一般社団法人 草津栗東医師会

〒525-0032

草津市大路二丁目 11-51

個人番号（マイナンバー）ご提供のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月から社会保障と税の共通番号制度が施行され、貴殿に支払う報酬につきましても、個人番号を記載して法定調書の提出を国税当局に行う必要があります。

つきましては、通知カード又は個人番号カードの写しを貼付いただき、別添の返信用封筒（簡易書留）にてご返送方お願い申し上げます。

なお、ご提供いただきました個人番号につきましては、当該法定調書の提出を国税当局に行う以外使用いたしません。

通知カード又は個人番号カードの写し

貼 付 欄

滋薬感対第 1450 号
平成 27 年(2015 年)11 月 26 日

一般社団法人 滋賀県医師会長
県内各地域医師会長
一般社団法人 滋賀県病院協会会長 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
医療の公費負担の取扱いについて」の一部改正について

平素は、本県の感染症対策推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
このことについて、平成27年11月24日付け健発1124第1号で厚生労働省健康
局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただくとともに、関係者への御
周知をお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課
感染症対策係 吉田
TEL 077-528-3632
FAX 077-528-4863

健 発 1 1 2 4 第 1 号
平成27年11月24日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
医療の公費負担の取扱いについて」の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）が9月29日に公布され、これにより感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）が改正され、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請書に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備が行われたところである。

これに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成11年3月19日健医発第455号）の別紙1を別添「新旧対照表」のとおり改正し、平成28年1月1日から適用することとしたので、貴職においては、これを御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関に周知徹底をお願いする。

なお、個人番号を利用して市町村長から患者又はその保護者の地方税関係情報の提供を受ける場合は、事前に必ず当該患者又はその保護者から同意書をとるよう十分徹底されたい。

別紙 1

感染症患者医療費公費負担申請書

平成 年 月 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 37 条 第37条の 2）の規定により医療費公費負担を申請します。

申請者の氏名

申請者の住所

申請者の個人番号

患者との関係

患 者 の 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所					
個 人 番 号					
保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）				
の 種 別 生	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）				
高齢者の医療の確保に関する法律 による医療の受給資格	有・無	年 月 から			

(別添)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領」の別紙1 新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																		
別紙1	別紙1																																																																		
感染症患者医療費公費負担申請書 平成 年 月 日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 37 条 第37条の2 の規定により医療費公費負担を申請します。 申請者の氏名 _____ 申請者の住所 _____ 申請者の個人番号 _____ 患者との関係 _____ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>患者の氏名</td><td></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>個 人 番 号</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>保 険 者 等</td><td colspan="5">健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）</td></tr> <tr> <td>の 種 別 生</td><td colspan="5">生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）</td></tr> <tr> <td>高齢者の医療の確保に関する法律による医療の受給資格</td><td>有・無</td><td colspan="4">年 月 から</td></tr> </table>	患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日	住 所						個 人 番 号						保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）					の 種 別 生	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）					高齢者の医療の確保に関する法律による医療の受給資格	有・無	年 月 から				感染症患者医療費公費負担申請書 平成 年 月 日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 37 条 第37条の2 の規定により医療費公費負担を申請します。 申請者の氏名 _____ 申請者の住所 _____ 患者との関係 _____ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>患者の氏名</td><td></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>保 険 者 等</td><td colspan="5">健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）</td></tr> <tr> <td>の 種 別</td><td colspan="5">生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）</td></tr> <tr> <td>高齢者の医療の確保に関する法律による医療の受給資格</td><td>有・無</td><td colspan="4">年 月 から</td></tr> </table>	患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日	住 所						保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）					の 種 別	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）					高齢者の医療の確保に関する法律による医療の受給資格	有・無	年 月 から			
患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日																																																														
住 所																																																																			
個 人 番 号																																																																			
保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）																																																																		
の 種 別 生	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）																																																																		
高齢者の医療の確保に関する法律による医療の受給資格	有・無	年 月 から																																																																	
患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日																																																														
住 所																																																																			
保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）																																																																		
の 種 別	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）																																																																		
高齢者の医療の確保に関する法律による医療の受給資格	有・無	年 月 から																																																																	

改 正 案	現 行
（入院患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） 二 申請者が患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）及び個人番号並びに患者との関係 三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 一 （略） 二 当該患者並びにその配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類 （結核患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条の三 法第三十七条の二に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 結核患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号 二 申請者が結核患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所	（入院患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 患者の住所、氏名、生年月日及び性別 二 申請者が患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所及び氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）並びに患者との関係 三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。 一 （略） 二 当該患者並びにその配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類 （結核患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条の三 法第三十七条の二に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 結核患者の住所、氏名、生年月日及び性別 二 申請者が結核患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所及び氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所

所在地及び名称) 及び個人番号並びに結核患者との関係

三 (略)

2 6 (略)

(輸入届出)

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出は、当該届出動物等の到着後遅滞なく、別記様式第三による届出書二通を別表第二の上欄に掲げる当該届出動物等の到着地につきそれぞれ同表の下欄に定める検疫所(検疫所の支所を含む。以下同じ。)の長(厚生労働大臣が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めて同欄に定める検疫所と異なる検疫所を指定したときは、その検疫所の長)に提出して行うものとする。

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類(二年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二 五 (略)

4 7 (略)

所在地及び名称) 並びに結核患者との関係

三 (略)

2 6 (略)

(輸入届出)

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出は、当該届出動物等の到着後遅滞なく、別記様式第三による届出書二通を別表第二の上欄に掲げる当該届出動物等の到着地につきそれぞれ同表の下欄に定める検疫所(検疫所の支所を含む。以下同じ。)の長(厚生労働大臣が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めて同欄に定める検疫所と異なる検疫所を指定したときは、その検疫所の長)に提出して行うものとする。

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類(二年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二 五 (略)

4 7 (略)

病児保育事業

草津市子ども家庭部子ども子育て推進室

◇事業の概要

子どもが病気の際には子どもの看護が必要になるが、就労している保護者の場合、職務上等の都合により、休暇制度を活用することが困難な場合も考えられることから、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成および資質の向上に寄与することを目的とした事業である。

病児保育……現に児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

病後児保育……児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

◆ 実施要件

➤ 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設であって、次の事項を満たすもの。

- ・ 保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室を有する。
(保育室1室8.0㎡以上(定員1人当たり1.98㎡以上))
(観察室または安静室(定員1人当たり1.65㎡以上))
- ・ 調理室を有すること。(本体施設等の調理室との兼用可)
- ・ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とする。

➤ 職員の配置

- ・ 看護師等の配置：利用児童概ね10人につき1人
- ・ 保育士の配置：利用児童概ね3人につき1人

※看護師等は、病児の看護担当の看護師、准看護師、保健師または助産師



コス小児科 併設



病児保育室 オルミス



病児・病後児保育とは

急な病気で保育園・幼稚園などが利用できないお子さんを一時的にお預かりする施設です。オルミスでは、仕事を休めない保護者の方に代わり、“体調のすぐれない児は、ゆっくりと休養とケアを”、“比較的元気な児は、いつもの園生活に近い保育を”を大切に保育士・看護師・医師が連携し、保育看護をします。

(草津市病児・病後児保育事業の委託を受けております)

お預かりできるお子さん と 利用料金

病状としては、「仕事さえなければ家庭で看病できる程度の病気」と考えてください。点滴などの必要な病状は入室できません。水痘などの感染症でも利用可能です。

対 象 児	基本料金	延長料金
(1) 草津市在住で生後6ヶ月～小学校3年生までの全ての「病児」・「病後児」	17時まで 2,000 円	30 分毎に 500 円
(2) 栗東市在住で市内外の生後6ヶ月～就学前の認可保育所(園)に通園している「病後児」		
(3) 上記以外の、通園通学中の生後6ヶ月～小学校3年生までの「病児」・「病後児」 幼稚園、認可外保育園、小学校(3年まで) など	17時まで 4,000 円	30 分毎に 500 円

※「病児」と「病後児」のちがいについて

「病児」とは、発症間もない急性期(発熱など)の児

「病後児」とは、病気が峠を越え回復期ではあるがまだ集団生活には適さない児

※ (1)(2)に該当していて、生活保護世帯・住民税非課税世帯などの方は減免を受けられる場合があります。

保育時間

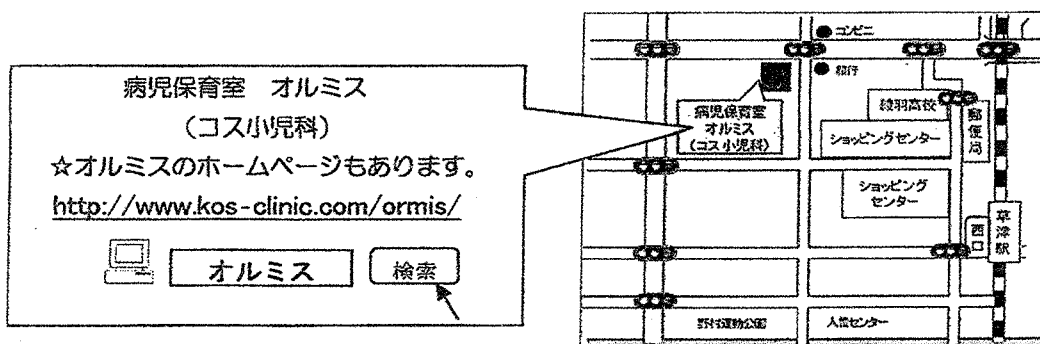
開室時間 : 月曜日 ~ 金曜日 の 午前8時 ~ 午後5時 (最長午後7時まで延長可)
ただし、祝祭日・年末年始・盆期間・その他「コス小児科」の休診日は お休みです

お問合せ先

オルミス TEL 077-535-0155

草津市野村8-3-10

(コス小児科 TEL 077-561-0666)



病児保育室 オルミス

(コス小児科)

☆オルミスのホームページもあります。

<http://www.kos-clinic.com/ormis/>



オルミス

検索

利用までの流れ

1. まずは事前登録を (1) (2)の方のみ

対象児の(1)(2)の方は、初めて利用するとき事前登録が必要です（その後も年一回）。

(1)の方は、通園中の各認可保育所（園）、幼稚園、市役所（草津市子育て支援センター 562-7882）にあります。(2)の方は、通園中の各認可保育園、市役所（栗東市子育て応援課 551-0114）にあります。また、コス小児科及びオルミスにもあります。オルミスのホームページからダウンロードすることもできますし、利用当日にオルミスで登録することもできます。

※(3)の方は、利用当日に「オルミス登録申請書」の記入をお願いします（一回のみ）。

2. 予約を入れる

前日にオルミスに直接電話を入れてください（8時～19時）。

当日でも、空きがあれば利用できます。（予約受付は11時まで）。

3. 持ち物チェック

- ・ 保険証・マル福カード
- ・ 飲み薬、坐薬（解熱剤、ダイアップなど）・処方薬の内容がわかるもの（お薬手帳など）
- ・ 昼食、おやつ（病状に合ったものを）
- ・ お食事セット（おはし、スプーン、フォーク、コップ、食器）
- ・ 飲み物（お茶のほか、イオン飲料など多めに）
- ・ 着替え2組以上・下着・パジャマ
- ・ フェイスタオル・ハンドタオル
- ・ バスタオル2枚（体を休める時に使用しますので季節に応じたものを）
- ・ ビニール袋2枚（汚れ物、オムツの持ち帰り用）
- ・ オムツ・おしり拭き・ミルク・哺乳瓶・おしぼり



4. 利用申込書を記入 (1) (2)の方のみ

利用する度に毎回提出いただくものです。用紙は、コス小児科・オルミスにもあります。また、ホームページからもダウンロードできますし、利用当日にオルミスで記入していただくこともできます。

利用申込書以外にも当日の朝に記入していただく書類があります。

5. 入室前診察

原則として、入室前にコス小児科で診察（8:30～：保険診療）を受けていただきます。

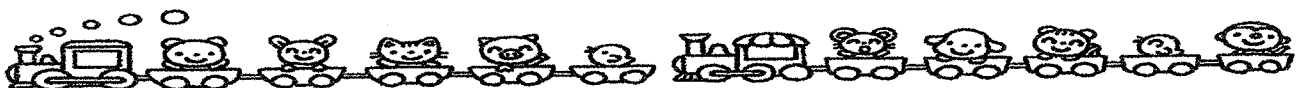
（診察の結果、お預かりできない場合もありますのでご了承ください）

例外として、次のいずれかの場合は入室前診察を省略できます。その場合は8:00からお預かりすることができます。

- 前日にコス小児科を受診していて、その後病状に大きな変化がない場合
（受診される際はコス小児科に予約を入れてから来院していただき、受診時に翌日オルミス利用予定と教えてください）
- 前日もオルミスを利用して、その後病状に大きな変化がない場合

☆キャンセルの場合は必ず、朝8時までに連絡をお願いします。

保育時間外は留守電録音に入れてください。「病状が回復した」「世話をしてくれる人が見つかった」など・・・空室待ちの方が少しでも多く入室できるよう、ご協力ください。



日医発第 815 号(法安 134)

平成 27 年 12 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 横 倉 義 武

平成 27 年度 死体検案研修会（基礎）開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月に閣議決定された死因究明等推進計画では、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修が求められております。

その一環として、日本医師会では平成 24 年度から行ってきた死体検案に関する基礎的な研修会を、昨年度より厚生労働省死体検案講習会事業の委託を受け、死体検案研修会（基礎）として開催しており、平成 27 年度も別紙の要領で開催することとなりました。

つきましては、貴会管下医師会・会員へのご周知の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、申し込みにつきましては、平成 28 年 1 月 6 日(水)までに、【別紙】の申込用紙に必要事項をご記入の上、FAX にてお申し込みいただきたく存じます。

また本件につきましては、日本医師会ホームページ「医師のみなさまへ」→「医療安全・死因究明」コーナー（http://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/）にも掲載いたしますことを申し添えます。

敬具

平成 27 年度 死体検案研修会(基礎)

ー受講者募集のご案内ー

主 催：日本医師会

(平成 27 年度厚生労働省死体検案講習会委託事業)

受講対象者

日医会員および一般医師

開催日時等

開催日	平成 28 年 1 月 11 日 (月・祝)
開催時間	10 時 00 分～17 時 30 分
受付時間	9 時 00 分より開始
開催場所	日本医師会館 1F 大講堂 東京都文京区本駒込 2-28-16 地図等は下記サイト↓を参照 http://www.med.or.jp/jma/about/access.html *JR 山手線「駒込駅」南口より徒歩約 10 分 *東京メトロ南北線「駒込駅」出口 2 より徒歩約 10 分 *都営地下鉄三田線「千石駅」A3 出口より徒歩約 8 分 ※車でのご来館はご遠慮ください。駐車できません。
定 員	300 名 (先着順・定員に達し次第締切)
受講料	無料 (※宿泊費、交通費は各自のご負担となります。)
修了証書	全カリキュラム修了者に、受講修了証書を発行する。
生涯教育単位数	日本医師会生涯教育制度の取得単位 5 単位に該当します。 カリキュラムコード：1,2,3,4,5,6,7,8,9,13
申込締切り	平成 28 年 1 月 6 日 (水) まで

申込方法

受講申込書(別紙)を、平成 28 年 1 月 6 日(水)までに、
日本医師会 医事法・医療安全課宛に、FAX(03-3946-6295)にてお申込みください。
お申込み頂いた方には、数日中に【参加票】を FAX もしくは E-mail でお送りいたします。
【参加票】は当日必ずお持ちください。

なお、受講申込書フォームは、日本医師会ホームページにも掲載しております。

【お問い合わせ先：日本医師会 医事法・医療安全課 Tel 03-3942-6484】

次第

進行：日本医師会 常任理事 松本 純一

時 間	内 容
10:00	開講
10:00～10:10	日本医師会会長 挨拶
10:10～10:40	死体検案に係る法令の概説、死体検案書の作成について (厚生労働省医政局医事課 課長補佐 海老名 英治)
10:40～11:10	警察の検視、調査の視点から (千葉県警察本部刑事部捜査第一課 検視官 鳥山 昭一)
11:10～12:00	死体検案 総説 (日本法医学会 理事・教育研究委員会 委員長 名古屋大学大学院 医学系研究科 法医・生命倫理学 教授 石井 晃)
12:00～13:00	休憩
13:00～13:50	死体検案の実際 (医療法人川口会 川口病院 院長 川口 英敏)
13:50～14:40	救急における死体検案 (日本救急医学会 理事 横田 裕行)
14:40～15:30	在宅死と死体検案 (東京都監察医務院 院長 福永 龍繁)
15:30～15:40	休憩
15:40～16:30	死体検案における死亡時画像診断(Ai)の活用 (Ⅰ) (Ai 学会理事長 高野 英行)
16:30～17:20	死体検案における死亡時画像診断(Ai)の活用 (Ⅱ) (Ai 学会理事 山本 正二)
17:20～17:30	閉講

(注：講演タイトル、講師等は当日までに変更になる場合がございます。)



【別紙】

FAX : 03-3946-6295

日本医師会 医事法・医療安全課 行

平成 年 月 日

平成27年度 死体検案研修会（基礎）
申込用紙

日時：平成28年1月11日（月・祝）

10:00~17:30

場所：日本医師会館 大講堂

ふりがな
氏名

：

所属医師会

または

所属機関

連絡先

電話番号

都道

府県

医師会

参加票の送信先

（受付け後、数日中に【参加票】を送信します。ご希望の送信先1つに○をつけ、必要事項をご記入ください。）

（ 1. [所属医師会]へFAX ・ 2. [所属機関]へFAX ・ 3. [自宅]へFAX ・ 4. E-mail ）

FAX ：

E-Mail ： （ブロック体で明記してください）

「修了証」の郵送先

（研修会終了後、当日全日程に出席された方に「修了証」を郵送いたします。お受取りが可能なご住所を記載してください。）

郵便番号：

（所属機関・部署名）

→ （職場へ郵送を希望する方は記載してください。）

電話番号： （必須）

本紙1枚につき1名様をご記入ください

（複数名の場合はお手数ですが本紙をコピーしてお使いください）

栗 健 第 859 号
平成 27 年 12 月 7 日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 樋上 雅一 様

栗東市長 野村 昌弘
(公印省略)

禁煙治療に健康保険が使える医療機関の調査および
敷地内禁煙実施啓発資材に関するアンケートについて (依頼)

厳寒の候、あなた様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申しあげます。
日ごろは、市保健衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、栗東市では、市の健康増進計画「第2次 健康りっとう21」の推進の一環として、受動喫煙の防止および禁煙を推進しております。

健康増進法第25条に基づく厚生労働省健康局長通知では、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。」とされ、医療機関も含まれておりますので、各医療機関の禁煙状況に関して現状を把握したいと存じます。

また、禁煙したい人が禁煙できるための支援として、市のホームページおよび啓発リーフレットにおいて“栗東市内の禁煙治療に健康保険が使える医療機関”を紹介しております。健康保険を使った禁煙治療の可否、市のホームページおよび啓発リーフレットへの掲載についてご意向を把握したく存じます。

さらに、昨年度アンケートの回答を受け、医療機関において敷地内禁煙に取り組むための啓発資材の希望調査を実施したいと考えております。

そこで、貴医師会会員の栗東市内医療機関あてに別紙により調査を実施させていただきますので、ご承知の程、よろしくお願いいたします。

なお、調査結果については後日、各医療機関へご報告させていただく予定をしております。

栗東市健康増進課 健康管理係 (濱)

電 話 : 554-6100

FAX : 554-6101

栗 健 第 859 号
平成27年12月7日

栗東市内医療機関 各位

栗東市長 野村 昌弘
(公印省略)

禁煙治療に健康保険が使える医療機関の調査について (依頼)

厳寒の候、あなた様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申しあげます。
日ごろは、市保健衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、栗東市では、市の健康増進計画「第2次 健康りっとう21」の推進の一環として、受動喫煙の防止および禁煙を推進しております。

健康増進法第25条に基づく厚生労働省健康局長通知では、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。」とされ、医療機関も含まれておりますので、各医療機関の禁煙状況に関して現状を把握させていただきたいと存じます。

また、禁煙したい人が禁煙できるための支援として、市のホームページおよび啓発リーフレットにおいて“栗東市内の禁煙治療に健康保険が使える医療機関”を紹介しております。健康保険を使った禁煙治療の可否、市のホームページおよび啓発リーフレットへの掲載についてご意向を把握したく存じます。

さらに、昨年度アンケートの回答を受け、医療機関において敷地内禁煙に取り組むための啓発資材の希望調査をさせていただきます。

調査結果については後日、各医療機関へご報告させていただく予定をしております。

公私ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本事業にご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ご回答いただくもの

別添の「禁煙・禁煙治療の状況に関する調査書」

「禁煙啓発資材に関する希望アンケート調査」の2枚をお送りください

回答先	栗東市健康増進課 (FAX : 554-6101)
回答期限	平成27年12月22日 (火)

栗東市健康増進課 健康管理係 (濱)
電 話 : 554-6100
FAX : 554-6101

栗東市健康増進課あて FAX: 554-6101

※ 誠に恐れ入りますが、12月22日(火)までに2枚ご返信をお願いいたします。

医療機関名

禁煙・禁煙治療の状況に関する調査書

1 枚目

あてはまる項目の () 内に○をつけてください。

問1 貴医療機関における禁煙状況についてお尋ねします。

A 屋内について

() 屋内禁煙である

() 屋内禁煙ではない

B 駐車場を含む敷地内について

() 敷地内禁煙である

() 敷地内禁煙ではない

問2 貴医療機関は、禁煙治療を実施していますか。

() 実施している → 問3へ

() 実施していない

問3 貴医療機関は、禁煙治療に健康保険が使えますか。

() 健康保険が使える → 問4へ

() 健康保険は使えない

() 今後保険診療ができるよう、厚生局へ届け出る予定がある

2枚目へ

問4 市のホームページおよび啓発リーフレットへの掲載について

市のホームページへの掲載について

() 掲載してもよい

() かかりつけの患者のみのため掲載しない

啓発リーフレットへの掲載について

() 掲載してもよい

() かかりつけの患者のみのため掲載しない

予約の有無

() 要予約

() 予約不要

問4に回答後、
2枚目へ

< ホームページ・リーフレットへの掲載内容(予定) >

・医療機関名称 ・医療機関所在地

・電話番号 ・予約の有無

注) スペースの都合上、掲載内容は変更する場合があります。

禁煙啓発資材に関する希望調査

2枚目

昨年度アンケートにおいて、医療機関での敷地内禁煙に関する啓発媒体について、ご意見をいただきました

下記の啓発媒体に関し、ご回答をいただきますようよろしくお願いいたします。

1. 取り組みを広くご理解いただくための資材として駐車場への敷地内禁煙を表示した「のぼり旗」の設置可否についてご回答ください。

- () 協力できる
() 共用駐車場等のため協力はできない

2. 敷地内禁煙の有無にかかわらず、貴院において啓発資材として希望されるものに○をつけてください。

- ①敷地内全面禁煙であることをお願いするポスター（すべてラミネート加工）

- () 外用A3サイズ 1枚
*上部穴あき…紐等でフェンスなどに取り付けてください
() 内用（ A4サイズ ・ A3サイズ ）←希望サイズに○
*上部穴なし…テープ、画鋏などで取り付けをするタイプ
() 内用（ A4サイズ ・ A3サイズ ）←希望サイズに○
*上部穴あり

玄関ガラス等に付けられるよう吸盤フック2つ付き

- ②() 喫煙や受動喫煙の害などをまとめたカラーポスター（A3 サイズ）
③() 喫煙や受動喫煙の害などをまとめたカラーリーフレット
④() 希望しない

※ 共用駐車場等のため敷地内禁煙の困難な医療機関の場合には、②③がご使用いただけるかと思います。

3. その他ご意見

--

駐車場を含め敷地内全面禁煙を実施しています。

受動喫煙防止対策について

健康増進法第25条では、「多くの方が利用する施設は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされています。

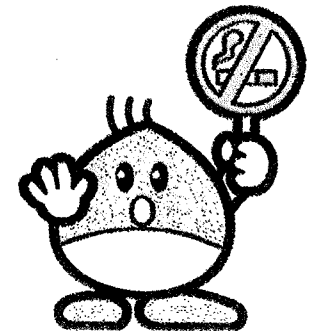
禁煙に対する当施設の方針

当院は、診察や治療のために訪れる施設であり、皆様のご健康を守ることを使命としております。そのため、喫煙による健康被害だけでなく、受動喫煙防止の観点から、建物はもちろん駐車場を含む「敷地内全面禁煙」といたします。

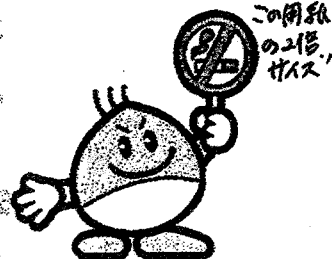
来院されるみなさまには、禁煙にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

※喫煙は、肺がんや喉頭がんをはじめとする多くのがん、肺気腫等の肺疾患、脳梗塞、心筋梗塞等多くの病気を引き起こすリスクがあります。また、タバコから立ち上る煙や喫煙者が吐き出す煙にもニコチンやタール、一酸化炭素など多くの有害物質がふくまれており、本人は喫煙しなくても身の回りのタバコの煙を吸うことを受動喫煙と言います。

受動喫煙は、流涙や鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮などを起こし、慢性影響として肺がんや循環器疾患などのリスクの上昇が報告されています。



人のいるところで禁煙 * 自分のために禁煙 ～ 敷地内禁煙にご協力ください～



健康りっとう21 キャラクター
ソーダマン アズマ

タバコの歴史は長いよ。
日本へは1543年、鉄砲とともに伝えられたんだ。でも、最近にな
って、ようやくいろいろな害がわかってきたんだ。
1900年～2000年にはタバコの危険性が明らかになってきて、世
界でタバコ対策が進められているよ。

タバコってどんなもの？

タバコの煙には4000種類以上の化学
物質が含まれ、そのうち200種類以上
が有害物質です。特に「タール」「ニコ
チン」「一酸化炭素」の害は深刻です。

ニコチン
血管を細くし血液の流れを悪くする
ので心臓に負担をかけます。また、タ
バコをやめにくくします。

一酸化炭素
血液が体中に酸素を運ぶ
のをじゃまします。

タール
歯も汚れるし、肺をよごし働きを悪くしたり、
いろいろな病気にかかりやすくなります。

受動喫煙による影響（タバコから立ち上る煙、吐く息に含まれる煙）

タバコを吸っている人だけでなく、火のついたタバコの先から立ち上
る煙を吸うことや、タバコを吸った人の吐く息に含まれる煙を吸うこと
でも、「がん」や「ぜんそく」になる可能性が高いと言われているのよ。

●病気になる可能性が高まる

肺がん
心臓病 など

『妊婦や子どもへの影響』

妊婦：体重の少ない子が生まれやすい
子ども：乳幼児突然死症候群・ぜんそく・中耳炎



健康りっとう21 キャラクター
ソーダマン マロン

喫煙による影響（自分が吸うタバコの煙）

- 学習能力の低下
- 運動能力（持久力）がおちる
- 顔のしわが増える

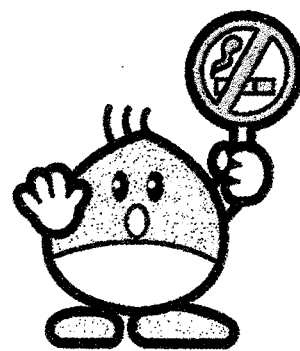
『妊婦への影響』

・流産・早産しやすい
・体重の少ない子が生まれやすい

●病気になる可能性が高まる

せき、たん
息切れ、COPD(慢性閉塞性肺疾患)など
がん(肺がん、喉頭がん、食道がんなど)
胃・十二指腸かいよう
心臓病・脳卒中
歯周病(歯周炎や歯そうのうろう)
骨粗しょう症

のぼり旗（カラー）
ポール付



当施設

敷地内全面禁煙

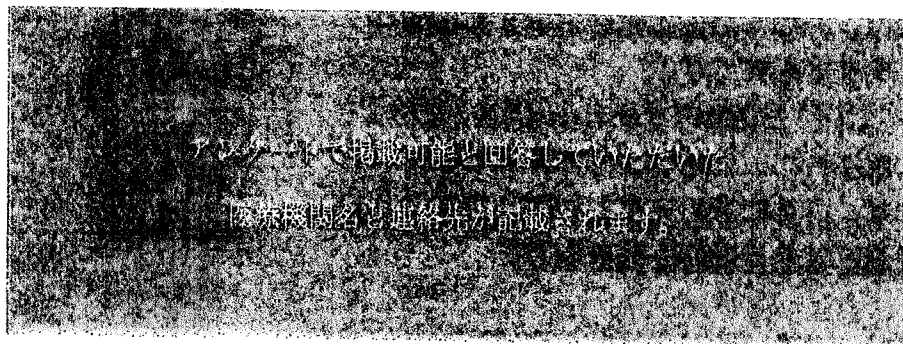
ご理解とご協力をお願いいたします。

「健康りっとう21」健康づくり推進協議会

あきらめないで、禁煙してみませんか！

健康保険を使って禁煙治療が受けられます（一定の条件あり）

●栗東市内の「禁煙治療に保険が使える医療機関」

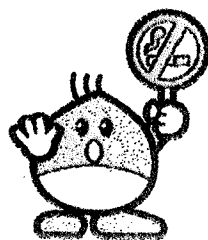


ニコチンガムやニコチンパッチを利用した
“ニコチン代替療法”もあります。

ニコチンガムやニコチンパッチは薬局でも購入できます（ただし、一番大きいパッチは医療機関の処方が必要です）。

●滋賀県薬剤師会ホームページ「禁煙支援薬剤師のいるお店」

<http://www.shigayaku.or.jp/kinen/list.html>



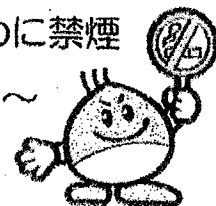
*リンク先の情報は、当該ホームページの運営者の管理により提供されていることをご了承の上ご利用ください。

「健康りっとう21」健康づくり推進協議会

2-③ 喫煙や受動喫煙の害などをまとめたカラーリーフレット

人のいるところで禁煙 * 自分のために禁煙

～ 敷地内禁煙にご協力ください～



健康りっとう21 キャラクター
ソーダマン アズマ

タバコの歴史は長いよ。

日本へは1543年、鉄砲とともに伝えられたんだ。でも、最近になって、ようやくいろいろな害がわかってきたんだ。

1900年～2000年にはタバコの危険性が明らかになってきて、世界でタバコ対策が進められているよ。

タバコってどんなもの？

タバコの煙には4000種類以上の化学物質が含まれ、そのうち200種類以上が有害物質です。特に「タール」「ニコチン」「一酸化炭素」の害は深刻です。

一酸化炭素
血液が体中に酸素を運ぶのを邪魔します。

ニコチン
血管を細くし血液の流れを悪くするので心臓に負担をかけます。また、タバコをやめにくくします。

タール
歯も汚れるし、肺をよごし働きを悪くしたり、いろいろな病気にかかりやすくします。

受動喫煙による影響

(タバコから立ち上る煙、吐く息に含まれる煙)

タバコを吸っている人だけでなく、火のついたタバコの先から立ち上る煙を吸うことや、タバコを吸った人の吐く息に含まれる煙を吸うことでも、“がん”や“ぜんそく”になる可能性が高いと言われているのよ。

●病気になる可能性が高まる

肺がん
心臓病 など

●妊婦や子どもへの影響がある

妊婦：体重の少ない子が生まれやすい
子ども：乳幼児突然死症候群
ぜんそく、中耳炎



健康りっとう21 キャラクター
ソーダマン マロン

喫煙による影響（自分が吸うタバコの煙）

●学習能力の低下

●運動能力（持久力）がおちる

●顔のしわが増える

●病気になる可能性が高まる

せき、たん

息切れ、COPD(慢性閉塞性肺疾患)など
がん(肺がん、喉頭がん、食道がんなど)

胃・十二指腸かいよう

心臓病・脳卒中

歯周病(歯周炎や歯そこのうろう)

骨粗しょう症

●妊婦への影響

流産・早産しやすい

体重の少ない子が生まれやすい



COPDってご存知ですか？

今、増えています！

別名「たばこ病」と言われており、

原因の90%以上は喫煙です。

COPD(慢性閉塞性肺疾患)とは、タバコの煙などの有害物質を長期に吸入することで、気管支や肺の中の空気を取り入れる小さな袋(肺胞)に炎症がおきて、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する病気です。

COPDが進行すると少し動いただけでも息切れし、日常生活もままならなくなります。さらに進行すると呼吸不全や心不全を起こす命に関わる病気です。



もっと息がほしい

少しでも早い段階で病気に気づき、

呼吸器専門医にご相談ください。

少しでも早い段階で病気に気づき治療を開始することで、健康状態の悪化を遅らせることができます。特に40歳以上の方で、喫煙歴のある方は要注意です。以下のような症状のある方は、軽く考えず早めに呼吸器科等にご相談ください。

- 階段の上り下りで息切れがする。
- 風邪でもないのに、せきやたんが続く。
- 風邪が治りにくく、せきやたんが出る。
- 呼吸のたびにゼーゼー、ヒューヒューというような音がある。



(地 I 248)

平成 27 年 12 月 10 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

看護師等の離職時の届出制度について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日より看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、看護師等の離職時の届出制度が施行されております。

そうした中で、「届け出た看護職の情報がハローワークや民間職業紹介事業所へ提供される」、「届け出た看護職の情報を元に民間職業紹介事業所が職業あっせんし、求人施設へ紹介料を請求する」といった誤った情報が流れているとのことです。

そこで、正しい制度の周知のため、日本看護協会中央ナースセンターにおいて、別紙の周知文が作成され、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員医療機関への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

病院等関係者の皆様へ

**看護師等の離職時の届出制度は、
法律に基づいた看護師等の復職を支援する制度です。**

離職時等における看護職の都道府県ナースセンターへの届出(努力義務)は、看護師等の人材確保の促進に関する法律(人確法)に基づき、人材確保を行うことを目的とした制度です。

届け出た看護師等へナースセンターが行う業務

- ナースセンターによる復職に向けた情報提供及び支援
 - ナースセンターによる職業のあっせん(無料職業紹介事業)※
- ※届出者が希望した場合のみ

**なお、届け出た情報があらかじめ本人の同意を得ることなく
外部に提供され、**

以下のように利用されることは一切ございません

- ×ハローワークおよび民間職業紹介事業所への届出者情報の提供
- ×届出をおこなった看護師等への民間職業紹介事業所からの求職登録の勧誘・あっせんおよび求人施設への紹介料請求

看護師等の離職時の届出制度の周知と届出にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

公益社団法人 日本看護協会
中央ナースセンター

平成27年12月14日

草津栗東医師会
会 員 各 位

社会福祉法人^{思賜財団}済生会滋賀県病院

院 長 三 木 恒 治
(公印省略)

平成27年度 滋賀県緩和ケア研修会の開催について
(済生会滋賀県病院会場)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本県では「滋賀県がん対策推進計画」の下に「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」を目標に掲げています。

この目標達成のため、別添の「滋賀県緩和ケア研修会開催要項」に基づき、標記の単位型研修会を臨時開催いたしますので、医師会の先生方にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加ご希望の方は、別添の受講申込書に必要事項をご記入の上、平成28年1月13日(水)までにFAXでお申込み願います。



【連絡先】

〒520-3046 栗東市大橋二丁目4-1
済生会滋賀県病院 総務課 宇野
TEL: 077-552-1221(代)
FAX: 077-553-8259
E-mail: soumu@saiseikai-shiga.jp

様式第3号の2

平成27年度 「滋賀県緩和ケア研修会」開催要項
(臨時開催 済生会滋賀県病院 会場)

平成27年11月25日

1 目的

国のがん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)および滋賀県がん対策推進計画(平成24年3月策定)において、「がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」を目標に掲げています。この目標達成のため、「滋賀県緩和ケア研修会標準プログラム」に基づき研修会を実施します。

2 研修内容 別紙プログラムのとおり

3 今回募集研修 【臨時開催】 A研修 平成28年2月14日(日) 8:45~17:15
B研修 平成28年2月21日(日) 8:45~17:30

- ・主催者 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会
- ・会場 済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール
〒520-3046 栗東市大橋二丁目4番1号

TEL: 077-552-1221 FAX: 077-553-8259

※参加者の受講をしやすいするため、A研修とB研修からなる単位型研修としています。

※研修を終了するためには、「A研修」「B研修」の両方を受講する必要があります。
※研修会は一会場での一括受講が原則ですが、都合により県内の別会場で「A研修」あるいは「B研修」の単位ごとに受講することも可能です。ただし、未受講の研修を必ず平成27年度内に受講してください。詳しくは、主催病院へおたずねください。

4 募集人数 30名

※応募者が募集人数を超過した場合 受講者の決定は申込順としますが医師の応募を優先します。ただし受講者が一病院に偏るなどの場合は調整することがあります。

※募集人数が6名以下の場合、研修会を実施しないことがあります。

5 募集要件 がん診療に携わる県内の医療従事者。

- 6 受講申込 別紙「受講申込書」により、12月16日(水)から1月13日(水)までに、FAXでお申し込みください。
(FAX: 077-553-8259)
- 7 受講決定 受講決定者には、研修会開催日の概ね10日前までに受講決定通知書を送付します。
研修会当日は、受講決定通知書を持参してください。受講決定通知を受けていない方は研修を受けていただくことができませんのでご留意願います。
なお、開催10日前までに受講決定通知書が届かなかった場合や受講が可能かどうかの確認が必要な場合は主催病院までお問い合わせください。
※お問い合わせ先：済生会滋賀県病院 総務課 宇野
(TEL: 077-552-1221)
- 8 受講料 無料(ただし、茶菓子代および昼食代として1,000円/日を研修当日に徴収させていただきます。)
- 9 修了証書 医 師： 厚生労働省健康局長と滋賀県知事の連名による修了証書を交付します。
医師以外： 滋賀県知事名による修了証書を交付します。
- 10 生涯教育制度 本研修会は、日本医師会生涯教育制度の指定講習会(5単位・申請中)です。
- 11 年間研修計画 「年間研修計画」は、滋賀県がん診療連携協議会ホームページに掲載していますので参
照願います。
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seijin/gankyougikai/gankyougikai.html>)
※主催病院の都合により、日程が変更となる場合がありますのでご留意願います。

<送付先>

様式第4号

済生会滋賀県病院 総務課 (FAX 077-553-8259) あて

平成27年度 滋賀県緩和ケア研修会(済生会滋賀県病院会場)受講申込書

開催日: A研修 平成28年2月14日(日)

B研修 平成28年2月21日(日)

施設名	
診療科(所属)名	
職種 医籍登録番号 薬剤師名簿登録番号 看護師籍登録番号等	医師・医師以外() 昭和・平成 年 月 日 第 号
職名	
(ふりがな) 氏名	※修了証書の氏名になりますので楷書で正確に記入ください。
修了した場合 氏名及び所属 を公開することの本人の同意	同意する ・ 同意しない
生年月日(年齢)	昭和・平成 年 月 日 (歳)
臨床経験((本年度)年4月1日現在)	
連絡先	
受講決定通知・修了書等の 送付先住所	〒
メールアドレス	

単 位 型 研 修	A研修: 2月14日(日)		B研修: 2月21日(日)
希望の研修に○を 付けてください	A・B研修ともに希望	A研修のみ希望	B研修のみ希望
注) 他の会場でA研修またはB研修の受講済みの方は、受講証明書(写)を添付してください。			

※1 当該欄は、楷書で正確にもれなくご記入ください。

※2 申込書はお一人1枚です。

※3 受講決定者には、研修会開催日の概ね10日前に受講決定通知書を送付します。

受講決定通知のない方は研修を受けていただくことができませんのでご留意願います。

※4 茶菓子・昼食代(1,000円/日)を研修当日、受付時にお支払い願います。

【申込締切】平成28年1月13日(水)

滋賀県緩和ケア研修会 単位型統一研修プログラム

別添2

臨時開催 A 研修 平成28年2月14日(日)

(済生会滋賀県病院 会場)

開始時間	終了時間	所要時間	単位数	内容	会場	対応する開催指針の形式	対応する開催指針の項目 (対応する項目番号)	備考
8:45	9:00			受付				
9:00	9:10	10		プレテスト		プレテスト		
9:10	9:25	15		研修会の開催にあたって		講義		
9:25	10:10	45	0.5	つらさの包括的評価と症状緩和		講義	①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について	
10:10	10:20			休憩				
10:20	11:50	90	1	がん疼痛	なでしこホール	講義	②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)	
11:50	12:40			昼食				
12:40	13:00	20		アイスブレイキング				
13:00	14:30	90	1	がん疼痛ワークショップ がん性疼痛事例検討(肺がん)		グループ演習/ワークショップ	③がん疼痛についてのワークショップ(ただし、2単位を同日に実施すること) (ア)グループ演習による症例検討ががん疼痛に対する治療と具体的な処方	
14:30	14:40			休憩				
14:40	16:10	90	1	がん疼痛ワークショップ オピオイドを開始するとき		ロールプレイ/ワークショップ	③がん疼痛についてのワークショップ (イ)ロールプレイによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)	
16:10	16:20			休憩				
16:20	17:05	45	0.5	呼吸困難		講義	④呼吸困難等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む)	
17:05	17:15	10		ふりかえり				
		415	4					

臨時開催 B 研修 平成28年2月21日(日)

(済生会滋賀県病院 会場)

開始時間	終了時間	所要時間	単位数	内容	会場	対応する開催指針の形式	対応する開催指針の項目 (対応する項目番号)	備考
8:45	9:00			受付				
9:00	9:10	10		プレテスト		プレテスト		
9:10	9:15	5		研修会の開催にあたって		講義		
9:15	10:00	45	0.5	消化器症状		講義	④消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む)	
10:00	10:10			休憩				
10:10	10:55	45	0.5	患者視点	なでしこホール	講義	⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がん診断されたときから行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)	
10:55	11:05			休憩				
11:05	12:25	80	0.5	地域連携		講義/グループ演習/ワークショップ	⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについて	
12:25	13:05			昼食				
13:05	14:35	90	1	精神症状		講義	⑤不安・抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて	
14:35	14:45			休憩				
14:45	17:00	135	1.5	コミュニケーション (休憩含む)		講義とロールプレイ/ワークショップ	⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がん診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと) ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習) (がん診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)	
17:00	17:30	30		ふりかえり アンケート 総合評価		アンケート、総合評価		
		440	4					

855テスト時間を含む総講義時間

注1 内容は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会が指針に準拠するよう開発した医師に対する緩和ケア教育プログラムによる。

なお、同プログラムにおける研修項目「緩和ケア研修会」の開催に当たっては、A研修およびB研修のそれぞれにおいて、必要に応じて実施すること(内容および時間は適宜とする)。

また、当日終了時には、その日の研修の振り返りを適宜行うこととする。

注2 各研修区分に含まれる研修項目およびその内容の省略は認めることができない。ただし、同一主催者が開催するA研修およびB研修のうち後に開催する研修区分について、参加者の全てが、先に開催した研修区分に参加していた場合には、研修項目のうち「研修会の開催に当たって」「アイスブレイキング」を省略することができる。

注3 1単位は1.5時間以上、8単位以上取得で緩和ケア研修の修了とする。

注4 各研修区分の単位の割付は各4単位とし、A研修およびB研修の2区分通算8単位を修了することにより、滋賀県緩和ケア研修会を修了するものとする。

注5 未修了者が旧指針に基づいて取得した単位については、新開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて8単位以上を取得することにより修了するものとする。

この取扱いは、平成27年度限りとし、平成28年度以降はすべて新開催指針の下での受講を要する。

注6 ③がん疼痛についてのワークショップは2単位を同日に実施することとする。

注7 プレ・ポストテストなどの参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にする。

4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）予防接種申込書兼予診票

（あて先）

〔生後3か月～7歳6か月になる1日前まで〕

栗東市長
草津市長
守山市長
野洲市長

1 期初回			1 期追加
1 回目	2 回目	3 回目	

あてはまるところを○で
囲んで下さい

平成 年 月 日

4種混合予防接種を申し込みます。（ボールペンにて楷書でご記入ください）

診 察 前 の 体 温		度		分	
住 所	電 話 番 号				
受ける人の氏名	フリカナ	男	生年	平成 年 月 日生	
保護者の氏名		女	月 日	(満 歳 か月)	

問 題 事 項	同 答 欄	医師記入欄
今日受ける予防接種について、説明書を読みましたか	いいえ はい	
あなたのお子さんの発育歴についておたずねします 出生体重 () g 分娩時に異常がありましたか 出生後に異常がありましたか 乳幼児健診などで異常があるといわれたことがありますか	あった なかった あった なかった ある ない	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状 ()	はい いいえ	
最近1か月以内に病気にかかりましたか 病名と時期 ()	はい いいえ	
1か月以内に家族や遊び仲間に麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の方がいましたか 病名 ()	はい いいえ	
過去28日以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類 ()	はい いいえ	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気にかかり、医師の診察を受けていますか 病名 ()	はい いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	いいえ はい	
ひきつけ（けいれん）をおこしたことがありますか () 歳頃	はい いいえ	
そのときに熱が出ましたか	いいえ はい	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい いいえ	
近親者（両親、祖父母、兄弟姉妹）に予防接種を受けて具合が悪くなったり、先天性免疫不全と診断されている人はいますか	はい いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか	はい いいえ	
医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（ 実施できる ・ 見合わせた方がよい ）と判断します。 保護者に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種に関連する健康被害救済制度について、説明をしました。 ※接種するワクチンの有効期限を確認しました。 医師署名又は記名押印		

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種することに同意しますか	同意します	同意しません
この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています このことを理解の上、本予診票が市に提出されることに同意しますか	同意します	同意しません
保護者自署		

使用ワクチン名	接種方法	実施場所・医師名・接種年月日
名 称：沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオワクチン Lot No. (注) 有効期限が切れていないか要確認	(皮下接種) 0.5 ml	実施場所： 医 師 名： 接種年月日： 平成 年 月 日

※接種後は母子（親子）健康手帳への記録の記載をお願いします。

12月以降 行事予定表

(平成27年11月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	備考
H27/12/10 (木)	都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会	1:30 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会 小講堂	日医	
H27/12/10 (木)	第7回滋賀県医師会・地域医療医師会会長会議 → 休会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H27/12/10 (木)	平成27年度 救急災害医療対策委員会・地域医療 救急担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H27/12/10 (木)	平成27年度 第3回在宅医療セミナー企画検討会議	3:30 PM (~ 5:30 PM)	ニプロMEP 2階多目的室203・207 (草津市野路町3023)	県/県医師会	☆
H27/12/10 (木)	平成27年度第2回滋賀県在宅医療等推進協議会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	ニプロMEP 2階多目的室203・207 (草津市野路町3023)	県	☆
H27/12/12 (土)	滋賀県樹木中県民公開講座	1:30 PM (~ 4:30 PM)	県立芸術文化会館さくら 大ホール	関連団体	
H27/12/12 (土)	第4回近畿連保険担当理事連絡協議会	3:30 PM (~)	リーガロイヤルホテル大阪 タワーウイング2階	近医連	
H27/12/12 (土)	第8回近畿連常任委員会	3:45 PM (~)	リーガロイヤルホテル大阪 タワーウイング2階	近医連	
H27/12/12 (土)	近畿連常任委員・保険担当理事合同懇談会	4:30 PM (~)	リーガロイヤルホテル大阪 タワーウイング2階	近医連	
H27/12/13 (日)	第2回「有毒化学物質の取り扱い及び化学災害対策 担当者養成講習会」	9:00 AM (~ 5:00 PM)	ヒューリック浅草橋ビル 東京都大東区浅草橋1-22-16	関連団体	☆
H27/12/13 (日)	滋賀県健康医療支援指導士認定委員会第4回理事・ 役員会	12:30 PM (~ 1:00 PM)	コラポしが21 3階 中会議室1	その他	
H27/12/15 (火)	日医総代会	11:00 AM (~)	日本医師会	日医	
H27/12/15 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H27/12/15 (水)	第46回滋賀県公衆衛生学会第3回実行委員会	3:30 PM (~)	滋賀県道産づくり財団 (新草薙所)	関連団体	☆
H27/12/17 (木)	医療機関従事者研修会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県立芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
H27/12/17 (木)	滋賀県と三師会との協議会	5:00 PM (~)	琵琶湖ホテル「琵琶」	県三師会	
H27/12/18 (金)	社会福祉法人びわこ学園第4回理事会	1:30 PM (~ 4:00 PM)	びわこ学園医療福祉センター野洲	その他	☆
H27/12/18 (金)	平成27年度 大学医学部・医学会女性医師支援担 当者連絡会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会	日医	☆
H27/12/18 (金)	第7回小児救急医療地域医師研修会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	今草ザンブリッジホテル	県医師会	
H27/12/21 (月)	第3回滋賀県死因究明等推進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁本館4A会議室	県	
H27/12/23 (水)	平成27年 AI学術シンポジウム 小児死亡事故に対する死亡時画像診断モ デリングから地域・暮らしを守るつどいin滋賀	1:00 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会	日医	☆
H27/12/23 (水)	TPPから地域・暮らしを守るつどいin滋賀	1:30 PM (~ 4:00 PM)	県立男女共同参画センター	その他	☆
H27/12/24 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	2:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
H28/1/4 (月)	都道府県同盟滋賀県道合会2015年新春旗びらき	11:30 AM (~)	大津プリンスホテルプリンスホール	その他	☆
H28/1/9 (土)	滋賀県薬剤師会新年賀詞交換会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津 3階「ケネディルーム」	県三師会	☆
H28/1/10 (日)	平成28年兵庫県医師会新年祝賀会(予定)	11:00 AM (~)	神戸ポートピアホテル	近医連	
H28/1/11 (月)	広島県医師会館内覧会および竣工記念祝賀会	9:30 AM (~ 3:00 PM)	広島県医師会館、リーガロイヤルホ テル広島	関連団体	☆

※ ☆印は平成27年10月16日以降に追加した行事

1 月 以 降 行 事 予 定 表

(平成27年11月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	備考
H28/ 1/14 (木)	第3回滋賀県医師会・地域圏域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:30 PM)	琵琶湖ホテル 喫煙の間	県医師会	
H28/ 1/14 (木)	滋賀県医師会新春懇談会	5:00 PM (～)	琵琶湖ホテル 喫煙の間	県医師会	
H28/ 1/15 (金)	滋賀県危機管理センター開所式	10:00 AM (～11:00 AM)	滋賀県危機管理センター	県	☆
H28/ 1/15 (金)	第2回長寿医療運営懇話会	2:00 PM (～)	厚生会館4階歯科医師会委員会室	関連団体	☆
H28/ 1/17 (日)	三日月大造知事と語る滋賀新春互礼会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	大津プリンスホテル	その他	☆
H28/ 1/19 (火)	第3回都道府県医師会長協議会	2:20 PM (～ 4:20 PM)	日本医師会大講堂	日医	
H28/ 1/19 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
H28/ 1/20 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H28/ 1/23 (土)	平成27年度認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (～ 7:00 PM)	TPK博多駅前シティーセンター	国	
H28/ 1/24 (日)	近医進学校医研究協議会総会	(～)	シェラトン都ホテル大阪	近医連	
H28/ 1/24 (日)	平成27年度認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (～12:45 PM)	TPK博多駅前シティーセンター	国	
H28/ 1/24 (日)	平成27年度死体検案研修会(後期)〔東京会場〕	9:30 AM (～ 5:00 PM)	日本医師会館	県医師会	
H28/ 1/26 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
H28/ 1/28 (木)	日本医師会国民生活安全対策委員会	2:00 PM (～)	日本医師会	日医	
H28/ 1/29 (金)	滋賀医科大学経営協議会	1:30 PM (～ 3:30 PM)	滋賀医科大学中会議室	関連団体	
H28/ 1/29 (金)	日本医師会年金委員会	3:00 PM (～)	日本医師会	日医	
H28/ 1/29 (金)	日本医師会赤ひげ大賞表彰式、レセプション	5:00 PM (～ 7:30 PM)	帝國ホテル	日医	☆
H28/ 1/30 (土)	第3回小児救急医療地域医師研修会	4:00 PM (～ 5:00 PM)	草津サンサンホール	県医師会	
H28/ 2/ 6 (土)	郵政振興研究第23回滋賀県集会	10:00 AM (～ 2:00 PM)	県立文化産業交流会館	その他	
H28/ 2/ 6 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	3:30 PM (～)	柿田スカイビル会議室 タワーウエスト23階	近医連	
H28/ 2/ 9 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
H28/ 2/10 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H28/ 2/12 (金)	第7回近医連常任委員会(予定)	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
H28/ 2/13 (土)	平成27年度日本医師会医療情報システム協議会(1日目)	12:00 PM (～ 6:15 PM)	日本医師会 大講堂	日医	
H28/ 2/14 (日)	平成27年度日本医師会医療情報システム協議会(2日目)	9:30 AM (～ 3:30 PM)	日本医師会 大講堂	日医	
H28/ 2/18 (木)	第8回滋賀県医師会・地域圏域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H28/ 2/18 (木)	第5回スキルアップ研修会(第1回事業場実習)	2:30 PM (～ 6:00 PM)	大津市民病院	県医師会	☆

※ ☆印は平成27年10月16日以降に追加した行事

2月以降 行事予定表

(平成27年11月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	備考
H28/ 2/19 (金)	平成27年度医療政策シンポジウム	1:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会 大講堂	日医	
H28/ 2/20 (土)	ホスピタルMMMS 1日コース(第9回)	9:00 AM (～ 5:00 PM)	ピアザ淡海 県民交流センター2F(六 草市におの浜1-1-20)	県医師会	★
H28/ 2/20 (土)	第8回小児救急医療地域医師研修会	2:00 PM (～ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
H28/ 2/21 (日)	平成27年度滋賀県病院大会(第34回・創立35周年記 念)	10:00 AM (～ 3:30 PM)	ピアザ淡海 県民交流センター 2F ピアザホール	関連団体	★
H28/ 2/21 (日)	第46回滋賀県公衆衛生学会	1:00 PM (～)		関連団体	
H28/ 2/24 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H28/ 2/25 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀支部	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
H28/ 2/25 (木)	第77回学校保健学校医研修会	3:00 PM (～ 4:30 PM)	ピアザ207	県医師会	
H28/ 2/27 (土)	平成23年度母子保健講習会	1:00 PM (～ 4:30 PM)	日本医師会 大講堂	日医	★
H28/ 3/ 4 (金)	第8回近医連常任委員会(予定)	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
H28/ 3/ 5 (土)	第5回在宅医療推進のためのシンポジウム	2:30 PM (～ 5:00 PM)	県立芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
H28/ 3/ 5 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会(予定)	3:00 PM (～ 6:00 PM)	ホテル阪急インターナショナル 4階「月華」、ハイビスカスマーガレッツ	近医連	
H28/ 3/ 8 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
H28/ 3/ 9 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H28/ 3/17 (木)	第10回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H28/ 3/23 (水)	第23回理事会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H28/ 3/24 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀支部	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
H28/ 3/25 (金)	滋賀医科大学経営協議会	1:30 PM (～ 3:30 PM)	滋賀医科大学中会議室	関連団体	
H28/ 3/27 (日)	第138回日医臨時代議員会	9:30 AM (～)	日本医師会	日医	
H28/ 4/ 2 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル会議室 タワーウエスト23階	近医連	
H28/ 4/15 (金)	第9回近医連常任委員会(予定)	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
H28/ 5/13 (金)	第10回近医連常任委員会(予定)	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
H28/ 5/14 (土)	日医生涯教育協力講座セミナー「認知症に寄り添う ～地域生活継続可能な社会に向けて～」	(～)	ピアザ淡海 3階 大会議室	県医師会	
H28/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会(予定)	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
H28/ 6/ 4 (土)	近医連保険担当理事連絡協議会(予備日)	2:30 PM (～)	梅田スカイビル会議室 タワーウエスト23階	近医連	
H28/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会(予定)	5:00 PM (～)	山の上ホテル	近医連	
H28/ 7/25 (土)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター 守山市下之御三丁目2-5	県医師会	★

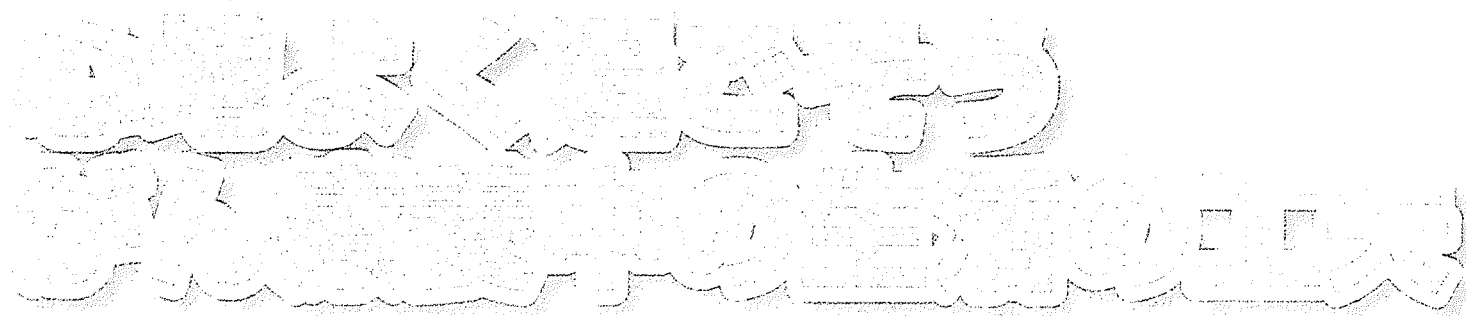
※ ★印は平成27年10月16日以降に追加した行事

講演会・研修会等のご案内

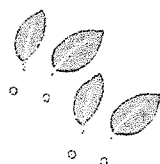
第18 回理事会報告事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
1月30日(土) 16:00～17:00	第8回小児救急医療地域 医師研修会	草津サンサンホール 草津市大路二丁目11-51	テーマ「小児の発疹」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 会報にて案内	日医生涯教育1単位/ CC:26,28
2月20日(土) 14:00～15:00	第9回小児救急医療地域 医師研修会	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「小児の発疹」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 野々村 和男 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 会報にて案内	日医生涯教育1単位/ CC:26,28
2月20日(土) 9:15～16:00	Hospital MIMMS 1日コース (病院内での大規模災害 時対応)	ピアザ淡海 大津市におの浜1丁目1-20	研修理念「病院における大事故災害時の医療対応に関する具体的方略を習得 する」 災害対応のための組織、災害対応計画、現場における医療対応の概要、傷病者の受け入れ、治療、対応後の病院の機能回復等、災害時の傷病者を受け入れる病院の対応 に関して講義、訓練する実践的災害医療に関する研修会 ※受講対象は、病院の医療従事者(医師、看護師等の医療従事者)	滋賀県 医師会	救急災害担当 病院協会を介して案内	日医生涯教育5単位 英国ALSG (Advanced life support group) 修了証 交付予定
2月25日(木) 14:30～16:30	第77回滋賀県医師会学校 保健学校医研修会	ピアザ淡海207	側弯症と運動器検診(仮題) 名城病院 脊椎脊髄センター長 川上 紀明 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当 会報・FAXにて案内	日医生涯教育
3月5日(土) 14:30～17:00	第5回 在宅医療推進のた めのシンポジウム	栗東芸術文化会館さくら 栗東市縄2-1-28	テーマ「在宅医療とリハビリテーション」 講師等未定	滋賀県 医師会	在宅医療担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育
★ 3月22日(火) 14:00～16:30(予定)	診療報酬改定説明会 (病院関係者対象)	大津市民会館 大ホール 大津市島の関14-1	【病院関係者対象】 平成28年4月診療報酬改定について	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて2月下旬に 案内予定	
★ 3月23日(水) 14:00～16:30(予定)	診療報酬改定説明会 (診療所対象／大津会場)	大津市民会館 大ホール 大津市島の関14-1	【診療所対象／大津会場】 平成28年4月診療報酬改定について	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて2月下旬に 案内予定	
★ 3月24日(木) 14:00～16:30(予定)	診療報酬改定説明会 (診療所対象／米原会場)	米原文化産業交流会館 イベントホール 米原市下多良二丁目137	【診療所対象／米原会場】 平成28年4月診療報酬改定について	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて2月下旬に 案内予定	

滋賀県立成人病センター 第74回がん診療セミナー



がんの療養中であっても心地よく生活するための工夫について、専門スタッフがわかりやすく解説します。また、パネルディスカッションでは参加者の皆様からの質問を演者が丁寧にお答えします。



プログラム

- 講演1 がん治療に伴う口腔トラブルの苦痛を緩和する～口腔ケアの視点から～
歯科口腔外科 歯科衛生士 平松 亜衣
- 講演2 がん治療に伴う栄養低下を軽減する
栄養指導部 管理栄養士 山元喜代子
- 講演3 がん薬物療法への主体的参加を支える～服薬支援の視点から～
薬剤部 薬剤師 中村 洋介
- 講演4 がん治療に伴う皮膚障害を軽減する～皮膚ケアの視点から～
皮膚・排泄ケア認定看護師 原田 美紀
- 講演5 がん治療に伴う見た目の変化を軽減する
がん化学療法看護認定看護師 高野智代美
- 講演6 やりたいことを続けよう。ちょっとした工夫でいきいきと！
～リハビリスタッフからみなさんに伝えたいこと～
リハビリテーション科 理学療法士 高田 沙織
- パネルディスカッション Q&A方式
座長 緩和ケアセンターがん看護専門看護師 吉田 智美

日時 2016年 1月16日(土) 13:30～16:30(開場13:00)

会場

滋賀県立成人病センター
研究所講堂

【住所】守山市守山5-4-30

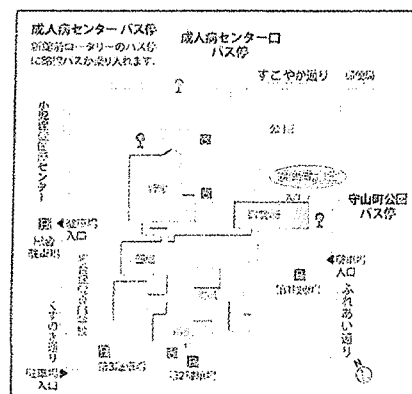
【交通】JR守山駅からバス約10分

対象者

どなたでも参加いただけます。

定員

150名(当日先着順)



申込不要・参加費無料・駐車場無料(受付で無料化します)

主催:滋賀県立成人病センター/共催:滋賀県薬剤師会

※今回のセミナーは、日本医師会生涯教育制度指定講習会(2単位)です。

認知症のことを正しく知る 県民が主役

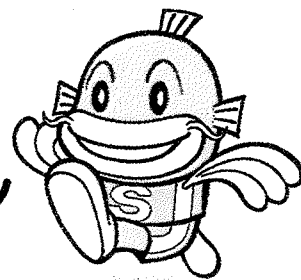
～認知症予防のためにできること～

滋賀県では、認知症の人や家族が地域のなかで安心して暮らせる社会を構築するため、認知症についてより詳しく正しく知っていただき、認知症の危険因子を減らすためにできることや、認知症になっても地域の中でともに暮らすためにできることなどを、みんなで考えるセミナーを開催します。

平成28年1月30日(土)

13:30～16:30 (受付12:30から)

栗東芸術文化会館さくら 大ホール
(栗東市糺二丁目1番28号)



●参加料：無料 ●定員：500名(先着順)
●参加ご希望の方は、裏面の参加申込用紙にて
平成28年1月15(金)までにお申込みください

13:30 開会あいさつ

座長：医療法人藤本クリニック 理事長 藤本 直規 氏
(滋賀県 診療所型 認知症疾患医療センター長)

13:40 講演「認知症の人と家族の思い ～認知症発症から看取りを終えて～」

講師：認知症の人と家族の会滋賀県支部 世話人

14:30 基調講演「認知症予防のためにできること」

講師：九州大学大学院医学研究院環境医学分野 教授 清原 裕 氏

○世界で最も精度の高い疫学調査と言われる久山町研究において、地域住民の認知症の実態を把握しながら認知症の危険因子やその予防のあり方などについて研究されている第一人者。

○社会活動として、テレビ・新聞・市民公開講座等でも、認知症の正しい理解や予防についての啓発活動を実施されています。



16:30 閉会

主催：滋賀県 お問い合わせ：滋賀県医療福祉推進課認知症対策係

電話：077-528-3522 ファックス：077-528-4851

後援(順不同)：栗東市、医療福祉・在宅看取りの地域創造会議、滋賀県医師会、滋賀県看護協会、滋賀県介護福祉士会、滋賀県社会福祉士会、滋賀県社会福祉協議会、滋賀県老人福祉施設協議会、滋賀県介護サービス事業者協議会連合会、滋賀県介護支援専門員連絡協議会、認知症の人と家族の会滋賀県支部

認知症のことを詳しく知る県民セミナー

参加申込用紙

<申込期限>

平成28年1月15日(金)

ファックス送信先：077-528-4851

滋賀県 医療福祉推進課 認知症対策係 あて

(記載いただいた個人情報は、本セミナーの運営にのみ利用します)

ふりがな			ご 所 属	
お 名 前				
連 絡 先	ご 住 所	〒		
	電話番号		ファックス番号	
	メールアドレス			
清原先生へ質問してみたいことがあれば、ご記入ください。 (ただし、いただいた全てのご質問に回答させていただくことはできませんので、ご了承ください。)				
◆同伴される参加者がおられる場合は、下記にもご記入ください。				
ふりがな		ふりがな		
お 名 前		お 名 前		

- ◆郵送、ファックス、メールのいずれかで、こちらから参加受付票をお送りしますので、連絡先の欄を明記してください。
- ◆当日は、参加受付票を必ずご持参ください。
- ◆定員になり次第、締め切らせていただきます。
- ◆定員を超え、ご参加いただけない場合は、連絡させていただきます。

上記の参加申込用紙にご記入のうえ、
平成28年1月15日(金)までに、
ファックス、郵送またはメールにて、
下記あてお申し込みください。

<お申し込み・お問い合わせ先>

滋賀県 医療福祉推進課 認知症対策係

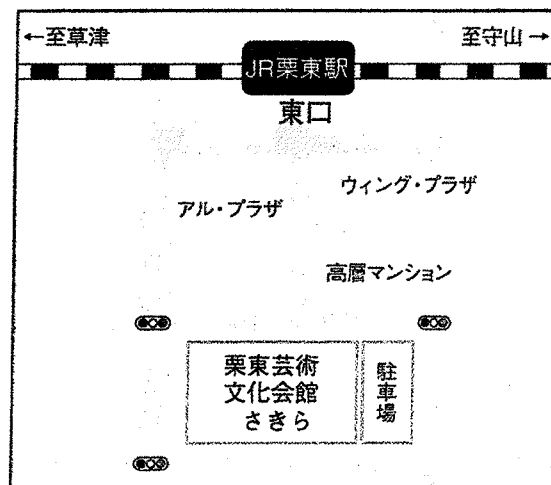
住所：〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話：077-528-3522

ファックス：077-528-4851

メール：ed00@pref.shiga.lg.jp

会場ご案内



栗東芸術文化会館さくら 大ホール
JR琵琶湖線「栗東駅」東口より
約400m(徒歩5分)

※公共交通機関をご利用ください。
なお、駐車場を利用される場合は、有料となります。

腎臓病患者保存期学習会

透析を遅らせるために

慢性腎臓病を正しく理解しよう!

講師

滋賀医科大学附属病院
内科学講座准教授

宇津 貴 先生 (医師)

近江八幡市立総合医療センター
栄養管理科副技師長

黒川 あかね 先生 (管理栄養士)

入場無料
参加自由
会場お弁当はなし
服装は自由
ご参加ください

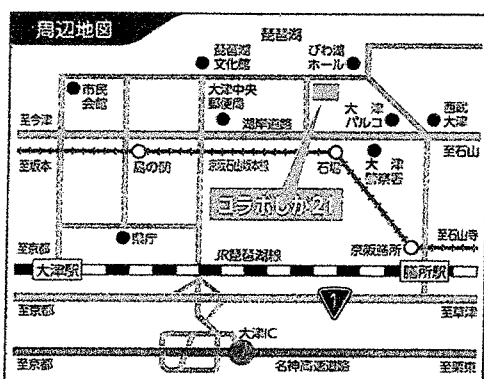
透析患者は年々増えて、滋賀県でも約3,000人の方が治療を受けておられます。
糖尿病や高血圧症などが原因となって、慢性腎臓病は発病します。
腎臓が悪くならないために予防法や治療法の理解を深めることが極めて大切です。
患者さんはもとよりご家族、医療関係者をはじめ一般の方々も是非ご参加ください。

日時

平成28年 2月7日 日
13時30分～15時30分

場所

コラボしが21 大会議室3階(びわ湖ホール前)
〒520-0806 大津市打出浜2-1



※コラボしが21には駐車できませんので、
公営駐車場をご利用が公共交通機関をご利用ください。

日頃お悩みの事、わからない事等、
ご質問をお受けいたします。
県腎協にFAXかお手紙で
事前にお知らせください。

主催:滋賀県/公益社団法人滋賀県腎臓病患者福祉協会

後援:一般社団法人滋賀県医師会/一般社団法人滋賀県病院協会/

滋賀腎・透析研究会/公益社団法人滋賀県看護協会/公益社団法人滋賀県栄養士会/

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会/日本慢性腎臓病対策協議会

お問い合わせ

公益社団法人滋賀県腎臓病患者福祉協会 TEL/077-521-0313 FAX/077-511-3553
〒520-0044 大津市京町4丁目3-28滋賀県厚生会館別館2F (受付:平日AM10時～PM4時)

平成 27 年 12 月 14 日

各 地域職域医師会長 様

一般社団法人滋賀県医師会

会長 猪 飼 剛

(公 印 省 略)

日医生涯教育認定証の送付について

平素は、本会事業の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会生涯教育制度については、平成 22 年 4 月に改正され、連続した 3 年間で取得した単位数とカリキュラムコード数(同一コードは加算不可)の合計が 60 以上の者について、有効期限 3 年の「日医生涯教育認定証」が発行されることとなっております。

つきましては、今般、別添の認定証が上記条件を満たす会員に日本医師会より発行されましたので、ご多用中誠に恐縮ですが、会員の先生方へご配付くださいますようよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

なお、認定証の氏名等に誤植がございましたら訂正の手続きをいたしますので、ご確認のうえ本会へご連絡くださいますよう併せてお願いいたします。



診療報酬改定について

平成28年度の診療報酬改定は、以下のとおりとする。

1. 診療報酬本体 + 0. 4 9 %

各科改定率	医科	+ 0. 5 6 %
	歯科	+ 0. 6 1 %
	調剤	+ 0. 1 7 %

2. 薬価等

① 薬価 ▲ 1. 2 2 %

上記のほか、・市場拡大再算定による薬価の見直しにより、▲ 0. 1 9 %

・年間販売額が極めて大きい品目に対応する市場拡大再算定の
特例の実施により、▲ 0. 2 8 %

② 材料価格 ▲ 0. 1 1 %

なお、上記のほか、新規収載された後発医薬品の価格の引下げ、長期収載品の特例的引下げの置き換え率の基準の見直し、いわゆる大型門前薬局等に対する評価の適正化、入院医療において食事として提供される経腸栄養用製品に係る入院時食事療養費等の適正化、医薬品の適正使用等の観点等からの1処方当たりの湿布薬の枚数制限、費用対効果の低下した歯科材料の適正化の措置を講ずる。

平成 27 年 12 月 14 日

草津栗東医師会会員および公衆衛生
担当理事と医療救護班担当の先生方へ

草津栗東医師会
会長 樋上 雅一

平成 27 年度救急医療関係者合同研修会の開催について

師走の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今回別紙のとおり下記日程で湖南救急医療連絡協議会主催の合同研修会（講演会）が実施されますので、一般会員および医療救護班担当の先生方は、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

記

開催日時：平成 28 年 2 月 1 日（月）14 時 00 分～15 時 30 分
2 月 8 日（月）14 時 00 分～15 時 30 分

開催場所：済生会滋賀県病院 5 階なでしこホール

演 題：「京滋ドクターヘリの現状と課題」

講 師：済生会滋賀県病院 救急救命センター副センター長兼

救急集中治療科 部長 塩見 直人 先生

当研修は講演会のため、ヘルメット・ジャケット等の着用は不要です

回答は当医師会取りまとめの為 1 月 12 日(火)までをお願いします。

救急医療関係者合同研修に参加します。 （どちらかに○印）

可否	日程	可否	日程
	2 月 1 日（月）		2 月 8 日（月）

医療機関名：_____

ご 氏 名：_____

平成 28 年度 草津市学校医、園医の推薦について。

11 月の事前調査をもとに、別紙のとおり担当を決めさせていただきました。2 年後には、担当の変更が必要かどうかについての再調査をおこない、調整を加えたいと考えています。

今回は「学校（園）医を分担していただけますか」にたいし、「はい」「人数不足の場合は担当できる」とお答えいただいた先生から選任させていただきました。

「担当できる」とお答えいただいたにもかかわらず、担当先が決まらなかった先生には申し訳ありませんでした。何らかの事情で欠員が生じたときにはお願いせねばならない事態も考えられますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、診療所・病院の所在地の中学校区以外を担当していただくことになった先生には申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

小児科を標榜している先生がおられない学校については、従来通りに、アドバイザーを選任させていただきました。これまでには特に大きな相談事はなかったようですが、学校医が判断に困られることの生じたときには、ご助言をよろしくお願いいたします。

平成 28 年度 草津市学校園医 学校専門医 推薦報告用紙

学校・園名	学校園医（５３名）			眼 科	耳鼻咽喉科
志津小学校	問山健太郎	内田 和則	尾松 操	中嶋 順子	永田 智也
志津南小学校	白波瀬 互	大西 淳夫		中嶋 順子	永田 智也
草津小学校	中野 悦次	竹岡 秀実		新井 真理	佐伯 紀子
草津第二小学校	笠井 康史	加藤 誠		新井 真理	佐伯 紀子
渋川小学校	伊藤 誠	小林 昌明		石田 洋一	山道 至
矢倉小学校	鈴木 淳史	猪飼 剛		久保田真吾	瀬野 悟史
老上小学校	森元まゆみ	岡森 博史		加地 まり	板谷 隆義
老上西小学校	佐藤 恒	坂井 伸好	横江 保彦	久保田真吾	板谷 隆義
玉川小学校	服部 政憲	加地 明		薬師川 浩	松本 功
南笠東小学校	山崎 裕通	遠藤 衛		加地 まり	松本 功
山田小学校	宮嶋 智子	馬場 史道		上原 稔朗	岸本 正生
笠縫小学校	宮本 彩子	中神 源一		石田 洋一	岸本 正生
笠縫東小学校	中野 克哉	山本 拓実		石田 洋一	瀬野 悟史
常盤小学校	駒井 厚彦			上原 稔朗	永田 智也
高穂中学校	浅野 信行	井上佐知子	中嶋 康彦	中嶋 順子	山道 至
草津中学校	入江 賢治	井上 裕司	佐伯 満男	新井 真理	佐伯 紀子
老上中学校	浅井 清	富田 耕彬		久保田真吾	松本 功
玉川中学校	岡本 法仲	吉崎 健		薬師川 浩	山道 至
新堂中学校	猿橋 康雄	杉浦 久嗣		石田 洋一	板谷 隆義
松原中学校	西 高弘	関川 浩嘉		加地 まり	山道 至
志津幼稚園	問山健太郎				
中央幼稚園	柳原 潤				
大路幼稚園	崔 鳳春				
矢倉幼稚園	服部 政憲				
老上幼稚園	橋本 和廣				
玉川幼稚園	山崎 裕通				
山田幼稚園	佐藤 恒				
笠縫幼稚園	笠井 康史				
笠縫東幼稚園	岡 敦子				
常盤幼稚園	白波瀬 互				

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正 様

一般社団法人草津栗東医師会
会 長 樋上 雅一

平成 28 年度 草津市学校園医推薦報告書

学校・園名	学校園医			統括医
志津小学校	問山健太郎	内田 和則	尾松 操	
志津南小学校	白波瀬 互	大西 淳夫		
草津小学校	中野 悦次	竹岡 秀実		藤澤 大輔
草津第二小学校	笠井 康史	加藤 誠		
渋川小学校	伊藤 誠	小林 昌明		藤澤 大輔
矢倉小学校	鈴木 淳史	猪飼 剛		
老上小学校	森元まゆみ	岡森 博史		
老上西小学校（仮）	佐藤 恒	坂井 伸好	横江 保彦	
玉川小学校	服部 政憲	加地 明		
南笠東小学校	山崎 裕通	遠藤 衛		
山田小学校	宮嶋 智子	馬場 史道		
笠縫小学校	宮本 彩子	中神 源一		
笠縫東小学校	中野 克哉	山本 拓実		谷村 剛
常盤小学校	駒井 厚彦			谷村 剛
高穂中学校	浅野 信行	井上佐知子	中嶋 康彦	橋本 和廣
草津中学校	入江 賢治	井上 裕司	佐伯 満男	藤澤 大輔
老上中学校	浅井 清	富田 耕彬		橋本 和廣
玉川中学校	岡本 法仲	吉崎 健		橋本 和廣
新堂中学校	猿橋 康雄	杉浦 久嗣		谷村 剛
松原中学校	西 高弘	関川 浩嘉		谷村 剛
志津幼稚園	問山賢太郎			
中央幼稚園	柳原 潤			
大路幼稚園	崔 鳳春			
矢倉幼稚園	服部 政憲			
老上幼稚園	橋本 和廣			
玉川幼稚園	山崎 裕通			
山田幼稚園	佐藤 恒			
笠縫幼稚園	笠井 康史			
笠縫東幼稚園	岡 敦子			
常盤幼稚園	白波瀬 互			

草津市長 橋川 渉 様

一般社団法人草津栗東医師会
会長 樋上 雅一

平成 28 年度草津市心臓 2 次スクリーニング 担当医一覧表

学 校 名	担当医師名	電話番号
志津小学校	間山 健太郎	28/4 開業
志津南小学校	佐伯 満男	562-2270
草津小学校	佐伯 満男	562-2270
草津第二小学校	内田 和則	516-0200
渋川小学校	伊藤 誠	563-3550
矢倉小学校	服部 政憲	561-3800
老上小学校	岡森 博史	567-3220
玉川小学校	服部 政憲	561-3800
南笠東小学校	辻村 吉紀	514-9012
山田小学校	橋本 賢治	564-1566
笠縫小学校	中神 源一	562-0209
笠縫東小学校	岡 敦子	562-8011
常盤小学校	西 高弘	568-8150
高穂中学校	佐藤 恒	566-3105
草津中学校	許 永勝	568-5333
老上中学校	内田 和則	516-0200
玉川中学校	猪飼 剛	564-2091
新堂中学校	西 高弘	568-8150
松原中学校	佐藤 恒	566-3105

草津市長 橋川 渉 様

一般社団法人草津栗東医師会
会 長 樋上 雅一

平成 28 年度草津市保育所園医一覧表

草津保育所	藤澤 大輔	小児科	
草津第二保育所	谷村 剛	小児科	
草津第三保育所	橋本 和廣	小児科	
草津第四保育所	谷村 剛	小児科	
草津第五保育所	柳原 潤	小児科	
草津第六保育所	藤澤 大輔	小児科	

草教委ス発第3375号

平成27年12月18日

一般社団法人 草津栗東医師会

会長 樋上 雅一 様

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

(仮称) 草津市立学校整形外科2次スクリーニングの導入について (依頼)

初冬の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本市学校保健安全推進に格別の御指導、御支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、国から学校保健安全法施行規則の改正に伴い、健康診断について「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の状態に注意するよう通知がありました。

本市の小・中学校の児童生徒の健康診断については、貴会から御推薦いただいた学校医や眼科・耳鼻科の専門医、また、心臓2次スクリーニング担当医の皆様に御協力をいただき、適切な健康管理に努めているところであり、本市といたしましては、児童生徒の健康管理に万全を期するため、別紙「(仮称) 草津市立学校整形外科2次スクリーニング実施要項(案)」のとおり健康診断を進めてまいりたいと検討をしているところです。

つきましては、学校保健安全法施行規則の改正の意義を踏まえ、基準を満たす判定をしていくためには、貴会が推薦していただく経験豊かな整形外科の専門医の御協力が不可欠であり、御多用のこととは存じますが、草津市学校保健安全の推進のため、(仮称) 草津市立学校整形外科2次スクリーニングの導入に向け、よろしくお願い申し上げます。

担 当	草津市教育委員会事務局 スポーツ保健課 スポーツ保健グループ TEL 561-2423 FAX 561-2488 岸本・新庄
--------	--

(仮称) 草津市立学校整形外科２次スクリーニング実施要項（案）

1. 目 的

家庭や学校における事前調査や校医の診断等により発見された脊柱、胸郭、四肢、骨、関節など整形外科に関する疾病及び異常の経過観察児童・生徒やその疑いがある児童・生徒に対し、「(仮称)草津市整形外科検診班」の医師が学校を訪問し、事前調査や校医の診断等をもとに２次スクリーニングを実施する。

このことにより、児童・生徒の疾病及び異常を早期に発見し、必要な指示と指導を行い適切な健康管理に努めることで、心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりの充実を図る。

2. 実施主体

草津市教育委員会、一般社団法人 草津栗東医師会

3. 実施要項

① 内 容

- ・児童・生徒に対する校医の診察結果や保健調査の内容等を判定材料とする。
- ・「(仮称) 草津市整形外科検診班」医師が上記情報をもとに判定を行う。なお、詳しく検査が必要な児童・生徒については、専門的な医療機関で検査を受けるよう指導する。

A 要精検	B 経過観察	C 若干の所見を有するも精検不要	D 正常
-------	--------	------------------	------

② 日 時

- ・年度初めから６月３０日までの間に、各学校と各学校担当医の調整により、学校ごとに日時を決定する。

③ 場 所

- ・草津市内の各小中学校

④ (仮称) 草津市整形外科検診班

- ・別紙一覧表のとおり（未定）

⑤ 実施上の留意点

- ア. 各校で、自校の実態に応じた検診日時を医師と連絡調整のうえ決定する。
- イ. 関係児童・生徒の管理と指導に留意すること。（保護者同伴の必要はありません。）
- ウ. 学校における受診児童・生徒の取り扱いについては次によるものとする。
 - ａ. 児童・生徒に対する検査日時の指示は、本人に精神的影響を与えることのないよう十分配慮すること。
 - ｂ. 検診結果の通知は、学校において健康相談等を開設し、検診班担当医や校医からの具体的な説明・指示のもとに保護者に対して通知するものとする。
 - ｃ. この事業において知り得た業務上の秘密や個人の心身の欠陥などを他に漏らさないようにすること。

草津栗東医師会・行事予定表

平成28年1月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	金	12/29～1/4まで医師会年末年始休館		
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木			
8	金			
9	土	囲碁同好会	pm 2:00～	医師会会議室
10	日			
11	月・祝			
12	火			
13	水			
14	木	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	pm 2:30～	琵琶湖ホテル
		滋賀県医師会新春懇談会	pm 5:00～	琵琶湖ホテル
		第30回湖南がん診療ネットワークミーティング	pm 6:00～	済生会滋賀県病院
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水			
21	木	ダンス同好会	pm 7:00～	プロムナード
22	金			
23	土	1月理事役員会	pm 2:00～	医師会会議室
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木	湖南圏域重度障害児者医療ネットワーク検討委員会	pm 3:00～	守山市すこやかセンター
29	金	草津市肺がん検診精度管理委員会	pm 1:30～	サンサンホール3F
30	土	1月例会	pm 2:00～	サンサンホール3F
		平成27年度小児救急医療地域医師研修会	pm 4:00～	サンサンホール3F
		新年懇親会	pm 6:00～	魚寅楼
31	日	ゴルフ同好会		枚方CC